

公報

主要目次

立法

市町村自治法 20 1

規則

那霸商港管理法施行規則 22

告示

六圓、拾圓、參拾圓、五拾圓及び百圓郵便切手の發行 30

布告

民政副長官就任に伴う布告 (布告第十九號) 31

立法

立法院の議決した市町村自治法に署名し、ここにこれを公布する。
一九五三年一月十二日

行政主席 比嘉 秀平

立憲第一號 琉球政府立法院は、ここに次の通り

定める。

市町村自治法

目次

第一章 總 則

第一節 市町村及びその区域 (第一條—第六條)

第二節 市町村住民及びその權利義務 (第七條—第十條)

第三節 條例及び規則 (第十一條—第十三條)

第二章 直接請求

第一節 條例の制定及び監査の請求 (第十四條—第十八條)

第二節 解散及び解職の請求 (第十九條—第三十一條)

第三章 議 會

第一節 組織 (第三十二條—第三十五條)

第二節 權 限 (第三十六條—第四十條)

第三節 招集及び会期 (第四十一條—第四十二條)

第四節 議長及び副議長 (第四十三條—第四十八條)

第五節 委員会 (第四十九條—第五十一條)

第六節 會 議 (第五十二條—第六十三條)

第七節 請 願 (第六十四條—第六十五條)

第八節 議員の辭職及び資格の決定 (第六十六條—第六十八條)

第九節 紀 律 (第六十九條—第七十三條)

第十節 懲 罰 (第七十四條—第七十七條)

第十一節 議会の事務局及び事務局長、書記長、書記その他の職員 (第七十八條)

第四章 執行機關

第一節 市町村長

第一款 地位及び權限 (第七十九條—第九十七條)

第二款 補助機關 (第九十八條—第一百條)

第三款 議會との關係 (第一百一條—第一百五條)

第二款 選挙管理委員会 (第一百六條—第一百二十九條)

第三款 監査委員 (第三十條—第三十七條)

第五章 給 與 (第三十八條—第四十條)

第六章 財 務

第一節 財産及び營造物 (第四百一十一條—第四百十八條)

第二節 收 入 (第四百十九條—第四百六十條)

第三節 支 出 (第四百六十一條—第四百六十五條)

第四節 豫 算 (第四百六十六條—第四百七十一條)

第五節 出納及び決算 (第四百七十二條—第四百七十四條)

第六節 雜 則 (第四百七十五條—第四百八十條)

第七章 監 督 (第四百八十一條—第四百八十六條)

第八章 市町村組合及び財産區

第一節 市町村組合 (第四百八十七條—第四百九十五條)

第二節 財産區 (第四百九十六條—第四百九十九條)

附 則 (第一條—第十條)

第一章 總 則

第一節 市町村及びその区域 (市町村の区域)

第一條 市町村の区域は、従來の区域による。

(市町村の法人格、事務)

第二條 市町村は、法人とする。

2 市町村は、その公共事務及び法令により市町村に屬する事務を處理する。

(市町村の廢置分合及び境界變更)

第三條 市町村の廢置分合又は境界變更は、關係市町村の申請に基づき、行政主席が立法院の議決を経てこれを定める。所屬未定地を市町村の区域に編入しようとするときも、また、同様とする。

2 前項の場合において財産處分を必要とするときは、關係市町村が協議してこれを定める。その協議が調わないときは、關係市町村議會の意見を徴して、行政主席がこれを定める。

3 前二項の申請又は協議については、關係市町村の議会の議決を経なければならぬ。

4 第一項の規定による決定をしたときは、行政主席は、直ちにその旨を告示しなければならない。

(市町村の名稱變更等)

第四條 市町村の名稱を變更しようとするとき、又は市町村役所の位置を定め、若しくはこれを變更しようとするときは、條例でこれを定め行政主席の許可を得なければならない。

<p>2 前項の條例を制定し、又は改廢しようとするときは、市町村の議会において出席議員の三分の二以上の者の同意がなければならぬ。</p> <p>3 行政主席は、第一項の規定により、許可をしたときは直ちにその旨を告示しなければならない。</p> <p>(市及び町の要件)</p> <p>第五條 市となるべき町村は、左に掲げる要件を具備していなければならぬ。</p> <p>一 人口三万以上を有すること。</p> <p>二 當該町村の中心の市街地を形成している区域内に在る戸數が、全戸數の六割以上であること。</p> <p>三 商工業その他の都市的業務に従事する者及びその者と同一世帯に屬する者の數が、全人口の六割以上であること。</p> <p>2 町となるべき村は、人口二万以上を有し、前項第二号及び第三号の規定する要件を具備していなければならぬ。</p> <p>(市町村境界の決定)</p> <p>第六條 市町村の境界に關し争論があるときは、關係市町村は、裁判所にその確定の訴を提起することができる。</p> <p>2 市町村の境界が判明でない場合において、その境界に關し争論がないときは、行政主席は、關係市町村の意見をきいて境界の決定をすることができる。</p> <p>第二節 市町村住民及びその</p>	<p>(住民の意義、權利義務)</p> <p>第七條 市町村の区域内に住所を有する者は、その市町村の住民とする。</p> <p>2 住民は、この立法の定めるところにより、その屬する市町村の財産及び營造物を共用する權利を有し、その負擔を分任する義務を負う。</p> <p>(住民の選挙権)</p> <p>第八條 市町村の住民は、この立法及び選挙法の定めるところにより、その屬する市町村の選挙に參與する權利を有する。</p> <p>(條例の制定改廢請求權、事務の監査請求權)</p> <p>第九條 選挙権を有する市町村の住民は、この立法の定めるところにより、その屬する市町村の條例の制定改廢及び事務の監査を請求する權利を有する。</p> <p>(議会の解散請求權、役員の解職請求權)</p> <p>第十條 選挙権を有する市町村の住民は、この立法の定めるところにより、その屬する市町村の議会の解散を請求する權利を有する。</p> <p>2 選挙権を有する市町村の住民は、この立法の定めるところにより、その屬する市町村の議会の議員、市町村長、助役、収入役、選挙管理委員、又は監査委員の解職を請求する權利を有する。</p> <p>第三節 條例及び規則</p> <p>(條例、罰則の委任)</p>	<p>第十一條 市町村は、法令に違反しない限りにおいて第二條第二項の事務に關し、條例を制定することができる。</p> <p>2 市町村は、行政事務の處理に關しては、法令に特別の定があるものを除く外、條例でこれを定めなければならぬ。</p> <p>3 行政主席は、市町村の行政事務に關し、法令に特別の定があるものを除く外、規則で必要な規定を設けることができる。</p> <p>4 行政事務に關する市町村の條例が前項の規定による規則に違反するときは、當該市町村の條例は、これを無効とする。</p> <p>5 市町村は、法令に特別の定があるものを除く外、その條例中に、條例に違反した者に対し、二千圓以下の罰金、拘留、科料の刑を科する旨の規定を設けることができる。</p> <p>(規則)</p> <p>第十二條 市町村長は、法令に違反しない限りにおいて、その權限に屬する事務に關し、規則を制定することができる。</p> <p>2 市町村長は、法令に特別の定があるものを除く外、市町村の規則中に、規則に違反した者に対し、五百圓以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。</p> <p>(條例、規則等の公布、公表、施行期日)</p> <p>第十三條 市町村の議会の議長は、條</p>
<p>例の制定又は改廢の議決があつたときは、その日から三日以内にこれを當該市町村長に送付しなければならぬ。</p> <p>2 市町村長は、前項の規定により條例の送付を受けた場合において、再議その他の措置を講ずる必要がないと認めるときは、その日から二十日以内にこれを公布しなければならぬ。</p> <p>3 條例は、條例に特別の定があるものを除く外、公布の日から起算して十日を経過した日から、これを施行する。</p> <p>4 市町村長の署名、施行期日の特例その他條例の公布に關し必要な事項は、條例でこれを定めなければならぬ。</p> <p>5 前二項の規定は、市町村の規則並びにその機關の定める規則及びその他の規程で公表を要するものにこれを準用する。但し、法令又は條例に特別の定めがあるときは、この限りでない。</p> <p>第二章 直接請求</p> <p>第一節 條例の制定及び監査の請求</p> <p>(條例の制定又は改廢の請求及びその處置)</p> <p>第十四條 市町村の議会の議員及び長の選挙権を有する者(以下「選挙権を有する者」という)は規則の定めるところにより、その總數の五十分の一以上の者の連署を以て、その代表者から、市町村長に対し、條例</p>	<p>例の制定又は改廢の議決があつたときは、その日から三日以内にこれを當該市町村長に送付しなければならぬ。</p> <p>2 市町村長は、前項の規定により條例の送付を受けた場合において、再議その他の措置を講ずる必要がないと認めるときは、その日から二十日以内にこれを公布しなければならぬ。</p> <p>3 條例は、條例に特別の定があるものを除く外、公布の日から起算して十日を経過した日から、これを施行する。</p> <p>4 市町村長の署名、施行期日の特例その他條例の公布に關し必要な事項は、條例でこれを定めなければならぬ。</p> <p>5 前二項の規定は、市町村の規則並びにその機關の定める規則及びその他の規程で公表を要するものにこれを準用する。但し、法令又は條例に特別の定めがあるときは、この限りでない。</p> <p>第二章 直接請求</p> <p>第一節 條例の制定及び監査の請求</p> <p>(條例の制定又は改廢の請求及びその處置)</p> <p>第十四條 市町村の議会の議員及び長の選挙権を有する者(以下「選挙権を有する者」という)は規則の定めるところにより、その總數の五十分の一以上の者の連署を以て、その代表者から、市町村長に対し、條例</p>	<p>例の制定又は改廢の議決があつたときは、その日から三日以内にこれを當該市町村長に送付しなければならぬ。</p> <p>2 市町村長は、前項の規定により條例の送付を受けた場合において、再議その他の措置を講ずる必要がないと認めるときは、その日から二十日以内にこれを公布しなければならぬ。</p> <p>3 條例は、條例に特別の定があるものを除く外、公布の日から起算して十日を経過した日から、これを施行する。</p> <p>4 市町村長の署名、施行期日の特例その他條例の公布に關し必要な事項は、條例でこれを定めなければならぬ。</p> <p>5 前二項の規定は、市町村の規則並びにその機關の定める規則及びその他の規程で公表を要するものにこれを準用する。但し、法令又は條例に特別の定めがあるときは、この限りでない。</p> <p>第二章 直接請求</p> <p>第一節 條例の制定及び監査の請求</p> <p>(條例の制定又は改廢の請求及びその處置)</p> <p>第十四條 市町村の議会の議員及び長の選挙権を有する者(以下「選挙権を有する者」という)は規則の定めるところにより、その總數の五十分の一以上の者の連署を以て、その代表者から、市町村長に対し、條例</p>

(市町村税、分擔金、使用料及び手数料の賦課徴収に関するものを除く。)の制定又は改廢の請求をすることが出来る。

2 前項の請求があつたときは、市町村長は、直ちに請求の要旨を公表しなければならない。

3 市町村長は、第一項の請求を受理した日から二十日以内に議會を招集し、意見を附けてこれを議會に付議し、その結果を同項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。

4 第一項の選挙権を有する者とは、選挙人名簿確定の日においてこれに記載された者とし、その總數の五十分の一の數は、當該市町村の選挙管理委員会において、選挙人名簿確定後直ちにこれを告示しなければならない。

(署名の証明、署名簿の縦覧、署名數の告示、署名に関する訴訟)

第十五條 條例の制定又は改廢の請求者の代表者は、條例の制定又は改廢の請求者の署名簿を市町村の選挙管理委員会に提出して、これに署名した者が選挙人名簿に記載された者であることの証明を求めなければならない。この場合においては、當該市町村の選挙管理委員会はその日から二十日以内に審査を行い、署名の効力を決定しその旨を證明しなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会は、前項

の規定による署名簿の証明が終了したときは、その日から七日間その指定した場所において署名簿を關係人の縦覧に供さなければならない。

3 前項の署名簿の縦覧の期間及び場所については、市町村の選挙管理委員会は、豫めこれを告示し、且つ、公衆の見易い方法によりこれを公表しなければならない。

4 署名簿の署名に関し異議があるときは、關係人は、第二項の規定による縦覧期間内に市町村の選挙管理委員会にこれを申立てることが出来る。

5 市町村の選挙管理委員会は、前項の規定による異議の申立を受けた場合においては、その申立を受けた日から十四日以内にこれを決定しなければならない。この場合において、その申立を正當であると決定したときは、直ちに第一項の規定による証明を修正し、併せてこれを告示し、關係人に通知し、併せてこれを告示し、その申立を正當でないと決定したときは、直ちにその旨を申立人に通知しなければならない。

6 市町村の選挙管理委員会は、第二項の規定による縦覧期間内に關係人の異議の申立がないとき、又は前項の規定によるすべての異議についての決定をしたときは、その旨及び有効署名の總數を告示するとともに、署名簿を條例の制定又は改廢の請求

者の代表者に返付しなければならない。

7 市町村の條例の制定又は改廢の請求者の署名簿の署名に関し第五項の規定による決定に不服がある者は、その決定のあつた日から十四日以内に巡回裁判所に告訴することが出来る。

(署名の無効、關係人の出頭証言)

第十六條 條例の制定又は改廢の請求者の署名で左に掲げるものは、これを無効とする。

一 法令の定める成規の手續によらない署名

二 何人であるかを確認し難い署名

2 前條第四項の規定により詐偽又は強迫に基く旨の異議の申立があつた署名で市町村の選挙管理委員会がその申立を正當であると決定したものは、これを無効とする。

3 市町村の選挙管理委員会は、署名の効力を決定する場合において必要があるとき、關係人の出頭及び証言を求めることが出来る。

4 第四十條第二項、第三項、第七項及び第八項の規定は、前項の規定による關係人の出頭及び証言にこれを準用する。

(違法、署名運動の罰則)

第十七條 條例の制定又は改廢の請求者の署名に関し、署名権者又は署名運動者に對し暴行若しくは威力を加え又はこれを拐引した者、交通若しくは集會の便を妨げ又は演説を妨害

しその他偽計詐術等不正の方法を以て署名の自由を妨害した者又は署名権者若しくは署名運動者又はその關係ある社寺、學校、會社、組合、市町村等に對する用水、小作、債權、寄附その他特殊の利害關係を利用して署名権者又は署名運動者を威逼した者は四年以下の懲役若しくは禁錮又は二萬五千圓以下の罰金に処する。

2 條例の制定若しくは改廢の請求者の署名を偽造し若しくはその數を増減した者又は署名簿その他の條例の制定若しくは改廢の請求に必要な關係書類を抑留、毀壞若しくは奪取した者は、三年以下の懲役若しくは禁錮又は一萬五千圓以下の罰金に処する。

3 條例の制定又は改廢の請求に關し、規則で定める請求書及び請求代表者證明書を附けない署名簿、規則で定める署名を求めない署名簿その他の法令の定める成規の手續によらない署名簿を用いて署名を求めた者又は規則で定める署名を求めたことができる期間の經過後に署名を求めた者は、三千圓以下の罰金に処する。

(監査の請求及びその処置)

第十八條 選挙権を有する者は、規則の定めるところにより、その總數の五十分の一以上の者の連署を以て、その代表者から、市町村の監査委員

に對し、當該市町村の経営に係る事業の管理、出納その他當該市町村の事務並びに當該市町村長及び選挙管理委員会その他法令又は條例に基く委員会又は委員の権限に屬する事務の執行に關し、監査の請求をすることが出来る。

2 前項の請求があつたときは、監査委員は直ちに請求の要旨を公表しなければならぬ。

3 監査委員は、第一項の請求に係る事項につき、監査しその結果を同項の代表者に通知し、且つ、これを公表するとともに、當該市町村の議会及び長並びに關係のある選挙管理委員会、その他法令又は條例に基く委員会又は委員に報告しなければならぬ。

4 監査委員を置かない市町村においては、第一項の請求は、市町村長に對しこれをし、前二項の規定による監査委員の職務は、當該市町村長に對する報告に關するものを除く外、市町村長が行う。

5 第十四條第四項の規定は、第一項の選挙権を有する者及びその總数の五十分の一の數に、第十五條から前條までの規定は、同項の規定による請求者の署名にこれを準用する。

第二節 解散及び解職の請求
(議会の解散の請求及びその處置)
第十九條 選挙権を有する者は、規則の定めるところにより、その總数の三分の一以上の者の連署を以て、そ

の代表者から、市町村の選挙管理委員会に對し、當該市町村の議会の解散の請求をすることが出来る。

2 前項の請求があつたときは、委員会は、直ちに請求の要旨を公表しなければならぬ。

3 第一項の請求があつたときは、委員会は、これを選挙人の投票に付さなければならぬ。

4 第十四條第四項の規定は、第一項の選挙権を有する者及びその總数の三分の一の數に、第十五條から第十七條までの規定は、同項の規定による請求者の署名にこれを準用する。

(解散の投票の結果とその處置)
第二十條 解散の投票の結果が判明したときは、選挙管理委員会は、直ちにこれを前條第一項の代表者及び當該市町村の議会の議長に通知し、且つ、これを公表するとともに、市町村長及び行政主席に報告しなければならぬ。その投票の結果が確定したときも、また、同様とする。

(議会の解散)
第二十一條 市町村の議会は、第十九條第二項の規定による解散の投票において過半数の同意があつたときは、解散するものとする。

(解散請求の制限期間)
第二十二條 第十九條第一項の規定による市町村の議会の解散の請求は、その議会の議員の一般選挙のあつた日から一年間及び同條第三項の規定による解散の投票のあつた日から一

年間は、これを行うことができない。
第二十三條 選挙権を有する者は、規則の定めるところにより、その總数の三分の一以上の者の連署を以て、その代表者から、市町村の選挙管理委員会に對し、市町村の議会の議員の解職の請求をすることが出来る。

2 前項の請求があつたときは、委員会は、直ちに請求の要旨を公表しなければならぬ。

3 第一項の請求があつたときは、委員会は、これを選挙人の投票に付さなければならぬ。

4 第十四條第四項の規定は、第一項の選挙権を有する者及びその總数の三分の一の數に、第十五條から第十七條までの規定は、同項の規定による請求者の署名にこれを準用する。

(長の解職の請求及びその處置)
第二十四條 選挙権を有する者は、規則の定めるところにより、その總数の三分の一以上の者の連署を以て、その代表者から、市町村の選挙管理委員会に對し、當該市町村長の解職の請求をすることが出来る。

2 第十四條第四項の規定は、前項の選挙権を有する者及びその總数の三分の一の數に、第十五條から第十七條までの規定は、前項の規定による請求者の署名に、第十九條第二項及び第三項の規定は前項の請求にこれを準用する。

(解職の投票の結果とその處置)
第二十五條 第二十三條第三項の規定による解職の投票の結果が判明したときは、市町村の選挙管理委員会は、直ちにこれを同條第一項の代表者並びに當該市町村の議会の關係議員及び議長に通知し、且つ、これを公表するとともに、市町村長及び行政主席に報告しなければならぬ。その投票の結果が確定したときも、また、同様とする。

2 前條第二項の規定による解職の投票の結果が判明したときは、委員会は、直ちにこれを同條第一項の代表者並びに當該市町村の議長及び議長に通知し、且つ、これを公表するとともに、市町村長及び行政主席に報告しなければならぬ。その投票の結果が確定したときも、また、同様とする。

第二十六條 市町村の議会の議員又は長は、第二十三條第三項又は第二十四條第二項の規定による解職の投票において過半数の同意があつたときは、その職を失う。
(議員又は長の解職請求の制限期間)
第二十七條 第二十三條第一項又は第二十四條第一項の規定による市町村の議会の議員又は長の解職の請求は、その就職の日から一年間及び第二十三條第三項又は第二十四條第二項の規定による解職の投票の日から一年間は、これを行うことができない。但し、改正市町村議会議員及市町村長選挙法第四十三條第三項(無

投票當選)の規定により當選人と定められた市町村の議会の議員又は長となつた者に対する解職の請求は、その就職の日から一年以内においても、これを行うことができる。

(解職及び解職投票の手続)

第二十八條 規則で特別の定をするものを除く外、改正市町村議会議員及び市町村長選挙法の選挙に関する規定は、第十九條第三項の規定による解職の投票並びに第二十三條第三項及び第二十四條第二項の規定による解職の投票にこれを準用する。

2 前項の投票は規則の定めるところにより、市町村の選挙と同時にこれを行うことができる。

(役員)の解職の請求及びその處置)

第二十九條 選挙権を有する者は、規則の定めるところにより、その総数の三分の一以上の者の連署を以て、その代表者から、市町村長に對し、助役、収入役、選挙管理委員又は監査委員の解職の請求をすることができ。

2 前項の請求があつたときは、當該市町村長は、直ちに請求の要旨を公表しななければならない。

3 第一項の請求があつたときは、當該市町村長は、これを議会に付議し、その結果を同項の代表者及び関係者に通知し、且つ、これを公表するとともに、行政主席に報告しなければならぬ。

4 第十四條第四項の規定は第一項の

選挙権を有する者及びその総数の三分の一の數に、第十五條から第十七條までの規定は、同項の規定による請求者の署名にこれを準用する。

(役員)の失職)

第三十條 前條第一項に掲げる職に在る者は、同條第三項の場合において、當該市町村の議会の議員の三分の二以上の者が出席し、その四分の三以上の者の同意があつたときは、その職を失ふ。

2 第五十八條第五項の規定は、前條第三項の規定による議決についてこれを準用する。

(役員)の解職請求の制限期間)

第三十一條 第二十九條第一項の規定による助役又は収入役の解職の請求は、その就職の日から一年間及び同條第三項の規定による議会の議決の日から一年間は、これを行うことができない。

2 第二十九條第一項の規定による選挙管理委員又は監査委員の解職の請求は、その就職の日から六箇月間及び同條第三項の規定による議会の議決の日から六箇月間は、これを行うことができない。

第三章 議 会

第一節 組 織

(議会の設置)

第三十二條 市町村に議会を置く。
 (市町村議会の議員の定數)
 第三十三條 市町村議会の議員の定數は、次のとおりとする。

- | | | |
|----|--|-----|
| 一人 | 二千人未満 | 八人 |
| 二人 | 二千人以上五千未満 | 十二人 |
| 三人 | 五千以上一萬未満 | 十六人 |
| 四人 | 一萬以上二萬未満 | 二十人 |
| 五人 | 二萬以上の市町村にあつては、人口五千を増すごとに各々議員一人を増員する。但し、三十人を超えることはできない。 | |

2 前項の人口は、琉球政府行政主席統計局の公示する最近の人口による。

3 第一項の議員の定數は條例で特にこれを減少することができる。

4 第一項及び前項の規定による議員の定數の變更は、一般選挙の場合でなければこれを行うことができない。

5 第三條第一項の規定による處分により著しく人口の増減があつた市町村においては、前項の規定にかかわらず、議員の任期中においても、條例で議員の定數を増減することができ。但し、新人口に基く第一項の議員の定數を超えて増加することができない。

6 前項の規定により議員の任期中にその定數を減少した場合において當該市町村の議会の議員の職に在る者の數がその減少した定數を超えていたときは、當該議員の任期中は、その數を以て定數とする。但し、議員に欠員を生じたときは、これに應じて、その定數は、當該定數に至るまで減少するものとする。

(兼職の禁止)

第三十四條 市町村の議会の議員は、立法院議員と兼ねることができない。

2 市町村の議会の議員は、市町村の常勤の職員と兼ねることができない。

(任期)

第三十五條 市町村の議会の議員の任期は、四年とする。

2 前項の任期は、一般選挙の日から起算する。但し、任期満了に因る一般選挙が市町村の議会の議員の任期満了の前に行われた場合において、前任の議員が任期満了の日まで在任したときは、前任者の任期満了の日の翌日から、選挙の期日後に前任の議員がすべてなくなつたときは、議員がすべてなくなつた日の翌日から、それぞれ起算する。

3 在任期間は、補欠議員については、前任者の残存期間、議員の定數に異動を生じたためあらたに選挙された議員については、一般選挙により選挙された議員の任期満了の日までとする。

第二節 權 限

(議決事件)

第三十六條 市町村の議会は、左に掲げる事件を議決しなければならぬ。

- 一 條例を設け又は改廢すること。
- 二 才入才出豫算を定めること。
- 三 決算報告を認定すること。

<p>2 前項に定めるものを除く外、市町村は、条例で市町村に関する事件につき議会の議決すべきものを定めることができる。</p>	<p>十三 その他法令により議会の権限に属する事項。</p>	<p>十一 立法で定める義務に属する損害賠償の額を定めること。</p>	<p>十 市町村がその當事者である異議の申立、訴願、訴訟、和解、斡旋、調停及び仲裁に関すること。</p>	<p>九 条例で定める契約を結ぶこと。</p>	<p>八 才入才出豫算を以て定めるものを除く外、あらたに義務の負擔をし、負擔附帯又は贈與を受け及び權利を放棄すること。</p>	<p>七 条例で定める財産の取得又は処分及び營造物の設置又は処分をすることを。</p>	<p>六 基本財産又は減債基金その他積立金數等の設置、管理及び処分に關すること。</p>	<p>四 法令に規定するものを除く外、市町村税、使用料、手数料、分擔金、加入金又は夫役現品の賦課徵収に關すること。</p>
<p>第四十條 市町村の議会は、市町村の</p>	<p>2 議会は、市町村の公益に關する事件につき意見書を政府に提出することができる。</p>	<p>第三十九條 議会は、市町村長、選挙管理委員会、監査委員、その他法令又は條例に基く委員会又は委員に委任された政府の事務に關し、市町村長の説明を求め又はこれに對し意見を述べることができる。</p>	<p>2 議会は、監査委員に對し、市町村の事務に關する監査を求め、その結果の報告を請求することができる。(説明の請求及び意見の陳述、意見書の提出)</p>	<p>2 議会は、選挙委員に對し、市町村の事務に關する書類及び計算書を檢閲し、市町村長、選挙管理委員会、監査委員その他法令又は條例に基く委員会又は委員の報告を請求して事務の管理、議決の執行及び出納を檢査することができる。</p>	<p>(檢閲及び檢査、監査の請求) 第三十八條 市町村の議会は、市町村の事務に關する書類及び計算書を檢閲し、市町村長、選挙管理委員会、監査委員その他法令又は條例に基く委員会又は委員の報告を請求して事務の管理、議決の執行及び出納を檢査することができる。</p>	<p>2 議会は、才入才出豫算について、増額してこれを議決することを妨げない。但し、市町村長の才入才出豫算の提出の権限を侵すことはできない。</p>	<p>(選挙、豫算の増額修正) 第三十七條 市町村の議会は、法令によりその権限に屬する選挙を行わなければならない。</p>	<p>3 議会は、才入才出豫算について、増額してこれを議決することを妨げない。但し、市町村長の才入才出豫算の提出の権限を侵すことはできない。</p>
<p>6 當該官公署が前項の規定による要求を受けた日から二十日以内に説明をしないときは、選挙人その他の関係人は、証言又は記録の提出をしなければならない。</p>	<p>5 議会在前項の規定による説明を理由がないと認めるときは、當該官公署に對し、當該証言又は記録の提出が公の利益を害する旨の聲明を要求することができる。</p>	<p>4 議会は、選挙人その他の関係人が公務員たる地位において知り得た事實については、その者から職務上の秘密に屬するものである旨の申立を受けたときは、當該官公署の承認がなければ、當該事實に關する証言又は記録の提出を請求することができない。この場合において當該官公署が承認を拒むときは、その理由を説明しなければならない。</p>	<p>3 第一項の規定により出頭又は記録の提出の請求を受けた選挙人その他の関係人が、正當の理由がないのに、議会在出頭せず若しくは記録を提出しないとき又は証言を拒んだときは、六箇月以下の禁錮又は二十圓以下の罰金に處する。</p>	<p>3 第一項の規定により出頭又は記録の提出の請求を受けた選挙人その他の関係人が、正當の理由がないのに、議会在出頭せず若しくは記録を提出しないとき又は証言を拒んだときは、六箇月以下の禁錮又は二十圓以下の罰金に處する。</p>	<p>3 第一項の規定により出頭又は記録の提出の請求を受けた選挙人その他の関係人が、正當の理由がないのに、議会在出頭せず若しくは記録を提出しないとき又は証言を拒んだときは、六箇月以下の禁錮又は二十圓以下の罰金に處する。</p>	<p>2 民事訴訟に關する法令の規定中証人の訊問に關する規定は、この立法に特別の定があるものを除く外、前項の規定により議会在が市町村の事務に關する調査のため選挙人その他の関係人の証言を請求する場合に、これを準用する。但し、勾引又は過料に關する規定は、この限りでない。</p>	<p>2 民事訴訟に關する法令の規定中証人の訊問に關する規定は、この立法に特別の定があるものを除く外、前項の規定により議会在が市町村の事務に關する調査のため選挙人その他の関係人の証言を請求する場合に、これを準用する。但し、勾引又は過料に關する規定は、この限りでない。</p>	<p>2 民事訴訟に關する法令の規定中証人の訊問に關する規定は、この立法に特別の定があるものを除く外、前項の規定により議会在が市町村の事務に關する調査のため選挙人その他の関係人の証言を請求する場合に、これを準用する。但し、勾引又は過料に關する規定は、この限りでない。</p>
<p>12 政府は、市町村の議会在に公報及び市町村に對し關係があると認める政</p>	<p>11 議会在は、第一項の規定による調査を行う場合においては、豫め、豫算の定額の範圍内において、當該調査のため要する経費の額を定めて置かなければならない。その額を超えて經費の支出を必要とするときは、更に議決を経なければならぬ。</p>	<p>10 議会在が第一項の規定による調査を行うため市町村の区域内の團體等に對し照会をし又は記録の送付を求めたときは當該團體等は、その求めに應じなければならない。</p>	<p>9 議会在は、選挙人その他の関係人が、第三項又は第七項の罪を犯したものと認めるときは、告發しなければならぬ。但し、虚偽の陳述をした選挙人その他の関係人が議会在の調査が終了した旨の議決がある前に自白したときは、告發しないことができる。</p>	<p>9 議会在は、選挙人その他の関係人が、第三項又は第七項の罪を犯したものと認めるときは、告發しなければならぬ。但し、虚偽の陳述をした選挙人その他の関係人が議会在の調査が終了した旨の議決がある前に自白したときは、告發しないことができる。</p>	<p>8 前項の罪を犯した者が議会在において調査を終了した旨の議決がある前に自白したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。</p>	<p>7 第二項において準用する民事訴訟に關する法令の規定により宣言した選挙人その他の関係人が虚偽の陳述をしたときは、これを三箇月以上五年以下の禁錮に處する。</p>	<p>7 第二項において準用する民事訴訟に關する法令の規定により宣言した選挙人その他の関係人が虚偽の陳述をしたときは、これを三箇月以上五年以下の禁錮に處する。</p>	<p>7 第二項において準用する民事訴訟に關する法令の規定により宣言した選挙人その他の関係人が虚偽の陳述をしたときは、これを三箇月以上五年以下の禁錮に處する。</p>

府の刊行物を送付しなければならぬ。

13 議会は、議員の調査研究に資するため圖書室を附置し前項の規定により送付を受けた公報及び刊行物を保管して置かなければならない。

14 前項の圖書室は、一般にこれを利用させることができる。

第三節 招集及び会期

(招集)

第四十一條 市町村の議会は、市町村長がこれを招集する。議会の定数の四分の一以上の者から會議に付議すべき事件を示して臨時会の招集の請求があるときは、當該市町村長は、これを招集しなければならない。

2 招集は、開会の日前、三日までにこれを告示しなければならない。但し、急施を要する場合は、この限りでない。

(定例会・臨時会・会期)

第四十二條 市町村の議会は、定例会及び臨時会とする。

2 定例会は、毎年三回以上これを招集しなければならない。

3 臨時会は、必要がある場合において、その事件に限りこれを招集する。

4 臨時会に付議すべき事件は、市町村長が豫めこれを告示しなければならない。

5 臨時会の開会中に急施を要する事件があるときは、前二項の規定にかかわらず、直ちにこれを會議に付議することができる。

6 市町村の議会の会期及びその延長並びにその開閉に関する事項は、議会在がこれを定める。

第四節 議長及び副議長

(議長、副議長)

第四十三條 議会は、議員の中から議長及び副議長一人を選挙しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、議員の任期による。

(議長の権限)

第四十四條 議長は、會議の秩序を保持し、議事を整理し、會議の事務を統理し、議会を代表する。

(同前)

第四十五條 議長は、委員会に出席し、發言することができる。

(議長の代理・假議長)

第四十六條 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、副議長が議長の職務を行う。

2 議長及び副議長とともに事故があるときは、假議長を選挙し、議長の職務を行わせる。

(臨時議長)

3 議会は、假議長の選任を議長に委任することができる。

(議長、副議長の辭職)

第四十八條 議長及び副議長は、議会の許可を得て辭職することができる。但し、副議長は、議会の閉会中においては、議長の許可を得て辭職することができる。

第五節 委員会

(常任委員会)

第四十九條 議会は、條例で常任委員会を置くことができる。

2 常任委員は、会期の始めに議会在において選任し、條例に特別の定がある場合を除く外、議員の任期中在任する。

3 常任委員会は、市町村の事務に関する部門ごとにこれを設けることができる。

4 常任委員会は、その部門に關する市町村の事務に關する調査を行い、議案、陳情等を審査する。

5 常任委員会は、豫算その他重要な議案、陳情等について公聽会を開き、眞に利害關係を有する者又は學識経験を有する者等から意見を聞くことができる。

6 常任委員会は、議会の議決により特に付議された事件については、閉会中も、なお、これを審査することができる。

(特別委員会)

第五十條 議会は、條例で特別委員会を置くことができる。

2 特別委員は、議会在において選任し、委員会に付議された事件が議会在において審議されている間在任する。

る。

3 特別委員会は、会期中に限り、議会の議決により付議された事件を審査する。但し、議会の議決により特に付議された事件については、閉会中も、なお、これを審査することを妨げない。

4 前條第五項の規定は、特別委員会にこれを準用する。

(條例への委任)

第五十一條 前二條に定めるものを除く外、常任委員会及び特別委員会に關し、必要な事項は、條例でこれを定める。

第六節 會議

(議員の議案提出權)

第五十二條 議会の議員は、議会の議決すべき事件につき、議会在に議案を提出することができる。但し、才入才出豫算については、この限りでない。

2 前項の規定による議案の提出は、文書を以てこれをしなければならない。

(定足数)

第五十三條 議会は、議員の定数の半数以上の議員が出席しなければ、會議を開くことができない。但し、第五十七條の規定による除斥のため半数に達しないとき、同一の事件につき再度招集してもなお半数に達しないとき、又は招集に應じても出席議員が定数を欠き議長において出席を催告してもなお半数に達しないとき

若しくは半数に達してもその後半数に達しなくなつたときは、この限りでない。

(議員の請求による開議)

第五十四條 議会の議員の定数の半数以上の者から請求があるときは、議長は、その日の会議を開かなければならない。この場合において議長がなお会議を開かないときは、第四十六條第一項又は第二項の例による。

2 前項の規定により会議を開いたとき、又は議員中に異議があるときは、議長は、会議の議決によらない限り、その日の会議を閉じ又は中止することができない。

(議事の公開の原則、秘密会)

第五十五條 議会の会議は、これを公開する。但し、議長又は議員三人以上の發議により出席議員の三分の二以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。

2 前項但書の議長又は議員の發議は、討論を行わないでその可否を決定しなければならぬ。

(表決)

第五十六條 この立法に特別の定がある場合を除く外、議会の議事は、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前項の場合においては、議長は、議員として議決に加わる権利を有しない。

(議長及び議員の除斥)

第五十七條 議会の議長及び議員は、自己又は父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身に関する事件については、その議事に參與することができない。但し、議会の同意があつたときは、会議に出席し、發言することができぬ。

(投票による選挙、指名推選、投票の効力の異議)

第五十八條 法令により議会において行ふ選挙については、改正市町村議会議員及び市町村長選挙法第二十三條(単記無記名投票)、第三十五條無効投票)及び第四十條(當選人)の規定を準用する。その投票の効力に關し異議があるときは、議会がこれを決定する。

2 議会は、議員中に異議がないときは、前項の選挙につき指名推選の方法を用いることができる。

3 指名推選の方法を用いる場合においては、被指名人を以て當選人と定めるべきかどうかを會議に諮り、議員の全員の同意があつた者を以て當選人とする。

4 一の選挙を以て二人以上を選挙する場合においては、被指名人を区分して前項の規定を適用してはならない。

5 第一項の規定による決定に不服がある者は、決定のあつた日から二十一日以内に議會を被告として裁判所に訴すことができる。

6 第一項の規定による決定は文書による。

以てし、その理由を附けてこれを本人に交付しなければならぬ。

(会期不繼續の原則)

第五十九條 会期中に議決に至らなかつた事件は、後會に繼續しない。

(會議規則)

第六十條 議会は、會議規則を設けなければならない。

(長その他役員等の出席義務)

第六十一條 市町村長、選挙管理委員会の委員長、監査委員その他法令又は條例に基き委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者は、説明のため議長から出席を求められたときは、議場に出席しなければならない。

(長の説明書提出権)

第六十二條 市町村長は、議會に發算に關する説明書その他當該市町村の事務に關する説明書を提出することができる。

(會議録)

第六十三條 議長は、事務局長又は書記長(書記長を置かない町村においては書記)をして會議録を調整し、會議の次第及び出席議員の氏名を記載させなければならない。

2 會議録には、議長及び議會において定めた二人以上の議員が署名しなければならぬ。

3 議長は、會議録の寫を添えて會議の結果を市町村長及び行政主席に報告しなければならない。

第七節 請願

(請願書) 第六十四條 議會に請願しようとする者は、請願書を提出しなければならない。

(採擇請願の送付及び報告の請求)

第六十五條 議会は、その採擇した請願で當該市町村長、選挙管理委員会、監査委員その他法令又は條例に基き委員会又は委員において措置することが適當と認めるものは、これらの者にこれを送付し、且つ、その請願の處理の経過及び結果の報告を請求することができる。

第八節 議員の辭職及び資格の決定

(辭職)

第六十六條 議会の議員は、議會の許可を得て辭職することができる。但し、閉會中においては、議長の許可を得て辭職することができる。

(失職、資格決定)

第六十七條 議会の議員が被選挙権を有しない者であるときは、その職を失う。その被選挙権の有無は、議員が改正市町村議会議員及び市町村長選挙法第三條の規定に該當するため被選挙権を有しない場合を除く外、議會がこれを決定する。この場合においては、出席議員の三分の二以上の多数によりこれを決定しなければならない。

2 前項の場合においては、議員は、第五十七條の規定にかかわらず、その會議に出席して自己の資格に關し

辯明することはできるが決定に加わることができない。

3 第五十八條第五項及び第六項の規定は、第一項の場合にこれを準用する。

(失職の時期)

第六十八條 議会の議員は、改正市町村議会議員及び市町村長選挙法第五十條第一項並びに同條第三項の異議の申立並びに訴訟の提起に對する決定又は判決が確定するまでは、その職を失わない。

第九節 紀 律

(議場の秩序維持)

第六十九條 議会の会議中この立法又は會議規則に違反しその他議場の秩序を亂す議員があるときは、議長は、これを制止し、又は發言を取り消させ、その命令に従わないときは、その日の會議が終るまで發言を禁止し、又は議場の外に退出させることができる。

2 議長は議場が騒然として整理することが困難であると認めるときは、その日の會議を閉じ、又は中止することができる。

(傍聴人の取締)

第七十條 傍聴人が公然と可否を表明し、又は騒ぎ立てる等會議を妨害するときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

2 傍聴席が騒がしいときは、議長はすべての傍聴人を退場させることができる。

できる。

3 前二項に定めるものを除く外、議長は、傍聴人の取締に關し必要な規則を設けなければならない。

(議長の注意の喚起)

第七十一條 議場の秩序を亂し又は會議を妨害する者があるときは、議員は、議長の注意を喚起することができる。

(言論の品位)

第七十二條 議會においては、議員は、無禮の言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない。

(侮辱に對する處置)

第七十三條 議會の會議又は委員会において侮辱を受けた議員は、これを議會に訴えて處分を求めることができる。

第十節 懲 罰

(懲罰理由等)

第七十四條 議會は、この立法及び會議規則に違反した議員に對し、議決により懲罰を科することができる。

2 懲罰に關し必要な事項は、會議規則中にこれを定めなければならない。

(懲罰の種類、除名の手續)

第七十五條 懲罰は、左のとおりとする。

- 一 公開の議場における戒告
- 二 公開の議場における陳謝
- 三 一定期間の出席停止
- 四 除名

2 前項第四條の除名については、議

會の議員の三分の二以上の者が出席し、その四分の三以上の者の同意がなければならない。

(除名議員の再當選)

第七十六條 議會は、除名された議員で再び當選した議員を拒むことができる。

(缺席議員の懲罰)

第七十七條 議會の議員が正當な理由がなくて招集に應じないため、又は正當な理由がなくて會議に缺席したため、議長が特に招状を發しても、なお故なく出席しない者は、議長において、議會の議決を経て、これに懲罰を科することができる。

第十一節 議會の事務局及び書記その他の職員

(事務局、事務局長、書記長、書記、その他の職員)
第七十八條 市の議會に條例の定めるところにより、事務局を置くことができる。

2 事務局に事務局長、書記その他の職員を置く。
3 事務局を置かない市及び町村の議會に書記長、書記その他の職員を置く。但し、町村においては、書記長を置かないことができる。

4 事務局長、書記長、書記その他の職員は、議長がこれを任免する。
5 事務局長、書記長、書記その他の職員の数、條例でこれを定める。

6 事務局長及び書記長は、議長の命を受け議會の庶務を掌理する。

7 書記その他の職員は、上司の指揮を受け議會の庶務に従事する。

第四章 執行機關

第一節 市町村長

第一款 地位及び権限

(市町村長)
第七十九條 市町村に市町村長を置く。

(任期)
第八十條 市町村長の任期は四年とする。

2 前項の任期は、選挙の日から起算する。但し、任期満了による選挙が市町村長の任期満了の前に行われた場合において、前任の長が任期満了の日まで在任したときは、前任者の任期満了の日の翌日から、選挙の期日後に前任の長が欠けたときは、その欠けた日の翌日からそれぞれ起算する。

(兼職の禁止)

第八十一條 市町村長は、立法院議員と兼ねることができない。

2 市町村長は、市町村の議會の議員及び常勤の職員と兼ねることができない。

(関係私企業からの隔離)

第八十二條 市町村長は、當該市町村に對し請負をし、又は當該市町村が經費を負担する事業につきその市町村長若しくはその市町村長の委任を受けた者に對し請負をする者及びその支配人、又は主として同一の行爲

をする法人の無限責任社員、取締役若しくは監査役又はこれに準ずべき者、支配人及び清算人たるべきでない。

(失職)

第八十三條 市町村長が、被選挙権を有しなくなつたときは、その職を失う。その被選挙権の有無は、市町村長が改正市町村議会議員及び市町村長選挙法第三條の規定に該当するため被選挙権を有しない場合を除く外、當該市町村の選挙管理委員会がこれを決定しなければならぬ。

2 第五十八條第五項及び第六項の規定は、前項の場合にこれを準用する。(失職の時期)

第八十四條 市町村長は、改正市町村議会議員及び市町村長選挙法第五十條第一項の異議の申立並びに同條第三項訴訟の提起に対する決定又は判決が確定するまでは、その職を失わない。(退職)

第八十五條 市町村長は、退職しようとするときは、その退職しようとする日前二十日までに當該市町村の議会の議長に申し出なければならぬ。但し、議会の同意を得たときは、その期日前に退職することができ(政府の機関としての長に対する職務執行命令)

第八十六條 政府の機関としての市町村長の権限に屬する政府の事務の管

理若しくは執行が立法又は規則に違反するものがあると認めるとき又はその政府の事務の管理若しくは執行を怠るものがあると認めるときは、行政主席は、文書を以て、當該市町村長に対し、その旨を指摘し、期限を定めて、その行ふべき事項を命令することができる。(市町村の統轄及び代表)

(事務の管理及び執行)

第八十八條 市町村長は、當該市町村の事務及び法令によりその権限に屬する事務を管理し及びこれを執行する。

(擔任事務)

第八十九條 市町村長は、概ね左に掲げる事務を擔任する。

- 一 市町村の経費を以て支辨すべき事件を執行すること。
- 二 議会の議決を経べき事件につきその議案を提出すること。
- 三 財産及び營造物を管理すること。
- 四 収入及び支出を命令し並びに會計を監督すること。
- 五 証書及び公文書類を保管すること。
- 六 法令又は議会の議決により使用料、手数料、市町村税、分擔金、加入金又は夫役現品を賦課徴収すること。
- 七 前各号に定めるものを除く外、

市町村の事務を執行すること。八 その他法令によりその権限に屬する事項

(長が處理する政府事務の指揮監督、所轄庁の処分取消及び停止)

第九十條 市町村長が政府の機関として處理する行政事務については、市町村長は、行政主席の指揮監督を受ける。

2 行政主席は、前項の事務につき、市町村長の處分が成規に違反し又は権限を超えたと認めるときは、その處分を取り消し又は停止することができる。(長の職務の代理)

第九十一條 市町村長に事故があるとき、又は市町村長が欠けたときは、助役がその職務を代理する。この場合において助役が二人以上あるときは、豫め當該市町村長が定めた順序、又はその定めがないときは席次の上下により、席次の上下が明らかでないときは年令の多少により、年令が同じであるときはくじにより定めた順序で、その職務を代理する。

2 助役に事故があるとき若しくは助役が欠けたとき又は助役を置かない町村において町村長に事故があるとき若しくは町村長が欠けたときは、當該市町村長の指定する吏員がその職務を代理する。(事務の委任、補助執行、臨時代理)

第九十二條 行政主席は、その権限に屬する事務の一部を市町村長に委任

することができる。2 行政主席は、その権限に屬する事務の一部を市町村の吏員をして補助執行させることができる。

3 市町村長は、その権限に屬する事務の一部を當該市町村の吏員に委任し、又はこれをして臨時に代理させることができる。(職員指揮監督)

第九十三條 市町村長は、その補助機關たる職員を指揮監督する。(公共的團體等の監督)

第九十四條 市町村長は、當該市町村の区域内の公共的團體等の綜合調整を圖るため、これを指揮監督することができる。

2 前項の場合において必要があるときは、市町村長は、當該市町村の区域内の公共的團體をして事務の報告をさせ、書類及び帳簿を提出させ及び實施について事務を觀察することができる。

3 市町村長は、第一項の監督上必要な処分をし又は行政主席の措置を申請することができる。

4 行政主席は、市町村長の処分を取り消すことができる。(市町村の部課及び出張所)

第九十五條 市町村長は、その権限に屬する事務を分掌させるため、條例で必要な部課及び出張所を設けることができる。(事務引續)

第九十六條 市町村長の事務引續に關

する規定は規則でこれを定める。

2 前項の規則には、正當の理由がなくして事務の引繼を拒んだ者に対し、千円以下の過料を科する規定を設けることができる。

(非常災害時の使用、取用、夫役)

第九十七條 非常災害のため必要があるときは、市町村長は、他人の土地を一時使用し又はその土石、竹木その他の物品を使用し若しくは取用することができる。この場合においては、市町村は、時価によりその損失の全額を補償しなければならない。

2 非常災害による危険防止のため必要があるときは、市町村長は、市町村の区域内の住民をして防禦に従事させることができる。

第二款 補助機関

(助役の設置及び定数)

第九十八條 市町村に助役一人を置く。但し、町村は、條例でこれを置かないことができる。

2 助役の定数は、條例でこれを増加することができる。

(助役の選任)

第九十九條 助役は、市町村長が議会の同意を得てこれを選任する。

(助役の任期)

第一百條 助役の任期は、四年とする。但し、市町村長は、任期中においてもこれを解職することができる。

(助役の欠格事由)

第一百一條 改正市町村議會議員及市町村長選挙法第三條に該當する者は、

助役となることができない。

2 助役は、改正市町村議會議員及市町村長選挙法第三條の規定に該當するに至つたときは、その職を失う。

(助役の退職)

第一百二條 市町村長の職務を代理する助役は、退職しようとするときは、その退職しようとする日前二十日までに、當該市町村の議会の議長に申し出なければならぬ。但し、議会の承認を得たときは、その期日前に退職することができる。

2 前項に規定する場合を除く外助役は、その退職しようとする日前二十日までに、市町村長に申し出なければならぬ。但し、市町村長の承認を得たときは、その期日前に退職することができる。

(助役の兼職禁止、事務の引繼)

第一百三條 第八十一條、第八十二條及び第九十六條の規定は、助役にこれを準用する。

(助役の職務)

第一百四條 助役は、市町村長を補佐し、その補助機関たる職員の擔任する事務を監督し、別に定めるところにより、市町村長の職務を代理する。

(収入役及び副収入役)

第一百五條 市町村に収入役一人を置く。但し、町村は條例で収入役を置かず町村長又は助役をしてその事務を兼掌させることができる。

2 市町村は、條例で副収入役を置くことができる。

3 副収入役の定数は、條例でこれを定める。

4 第八十一條、第八十二條、第九十六條、第九十九條、第一百條本文及び第一百一條の規定は、収入役及び副収入役にこれを準用する。

(親族の就職禁止)

第一百六條 市町村長、助役又は監査委員と親子、夫婦又は兄弟姉妹の關係にある者は、収入役若しくは副収入役となることができない。

2 収入役若しくは副収入役は、前項に規定する關係を生じたときは、その職を失う。

(収入役等の職務権限)

第一百七條 収入役は、市町村の出納その他の会計事務並びに法令により市町村長その他の吏員及び選挙管理委員會の権限に關する事務に關する出納その他の会計事務を掌る。但し、法令に特別の規定のあるものは、この限りでない。

2 副収入役は、収入役の事務を補助し、収入役に事故があるとき又は収入役が缺けたときは、その職務を代理する。

3 副収入役を置かない市町村にあつては、市町村長は、議会の同意を得て、収入役に事故があるとき、又は

収入役が缺けたときその職務を代理すべき吏員を定めて置かなければならない。

(吏員)

第一百八條 前十條に定める者を除く外、市町村に必要な吏員その他の職員を置く。

2 前項の職員は、市町村長がこれを任免する。

3 第一項の吏員の定数は、條例でこれを定める。

(区長)

第一百九條 市町村は、事務処理の便宜のため條例で区を置し、区長を置くことができる。

(専門委員)

第二十條 市町村は、常設又は臨時の専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、専門の学識経験を有する者の中から市町村長がこれを選任する。

3 専門委員は、市町村長の委託を受け、その権限に關する事務につき必要な事項を調査する。

第三款 議会との關係

(議会の親批ある議決又は選挙に對する長の處置)

第二十一條 議会における條例の制定若しくは改廢又は才入才出豫算に關する議決について異議があるときは、市町村長は、この立法に特別

の定があるものを除く外、その送付を受けた日から十日以内の理由を示してこれを再議に付することができる。

2 前項の規定による議会の議決が再議に付された議決と同じ議決であるときは、その議決は確定する。

3 前項の規定による議会の議決については、出席議員の三分の二以上の者の同意がなければならぬ。

4 議会の議決又は選挙がその権限を超え又は法令若しくは会議規則に違反すると認めるときは、市町村長は、理由を示してこれを再議に付し又は再選挙を行わせなければならない。

5 前項の規定による議会の議決又は選挙がなおその権限を超え又は法令若しくは会議規則に違反すると認めるときは、市町村長は、議会被告として裁判所に告訴することができる。

(収入又は支出に関する議決に対する長の処置)

第百十二條 議会の議決が収入又は支出に關し執行することができないものがあるとき、市町村長は理由を示してこれを再議に付さなければならない。

2 議会において左に掲げる経費を削減し又は減額する議決をしたときは、その経費及びこれに伴う収入についてもまた、同様とする。

一 法令により負擔する経費、立法の規定に基き行政主府の職權によ

り命ずる経費その他の市町村の業務に屬する経費

二 非常の災害による應急若しくは復舊の施設のために必要な経費又は傳染病預防のため必要な経費

3 前項第一號の場合において、議会の議決がなお同號に掲げる経費を削減し又は減額したときは、市町村長は、その経費及びこれに伴う収入を豫算に計上してその経費を支出することができる。

4 第二項第二号の場合において、議会の議決がなお同號に掲げる経費を削減し又は減額したときは、市町村長は、その議決を不信任の議決とみなすことができる。

(議会の不信任議決と長の処置)

第百十三條 議会において、市町村長の不信任の議決をしたときは、直ちに議長からその旨を市町村長に通知しなければならない。この場合において市町村長は、その通知を受けた日から十日以内に議会被散することができる。

2 議会において市町村長の不信任の議決をした場合において、前項の期間内に議会被散しないとき、又はその解散後初めて招集された議会において再び不信任の議決があり、議長から市町村長に対し、その旨の通知があつたときは、市町村長は同項の期間が経過した日又は議長から通知があつた日においてその職を失う。

3 前二項の規定による不信任の議決

については、議員数の三分の二以上の者が出席し、第一項の場合においては、その四分の三以上の者の、前項の場合においてはその過半数の者の同意がなければならない。

(長の専決処分)

第百十四條 議会が成立しないとき、第五十三條但書の場合においてなお会議を開くことのできないとき、緊急な事件で議事を招集する暇がないとき又は議会において議決又は決定すべき事件を議決又は決定しないときは、市町村長は、その議決すべき事件又は決定すべき事件を処分することができる。

2 前項の規定による處置については、市町村長は、次の會議においてこれを議事に報告し、その承認を求めなければならない。

(議會の委任による専決処分)

第百十五條 議会の権限に屬する輕易な事項で、その議決により特に指定したものは、市町村長においてこれを専決處分することができる。

2 前項の規定により専決處分をしたときは、市町村長は、これを議事に報告しなければならない。

第二節 選挙管理委員会

(選挙管理委員会の設置及び組織)

第百十六條 市町村に選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員会は、四人の選挙管理委員を以てこれを組織する。

(選挙管理委員及び補充員の任命)

第百十七條 選挙管理委員は、議会の同意を得て市町村長がこれを任命する。

2 前項の規定による任命を行う場合においては、前項の例により同時に委員と同数の補充員を任命しなければならない。補充員がすべてなくなつたときも、また、同様とする。

3 委員中に缺員があるときは、選挙管理委員会の委員長は、補充員の中からこれを補充する。

4 前項の場合において、その順序は、任命の時が異なるときは、任命の前後により、任命の時が同時であるときは、その年令により年令が同じであるときは、くじによりこれを定める。

5 同一の政黨その他の團體に屬する者は、二人以上同一の委員會の委員又は補充員となることできない。

6 第一項又は第二項の規定による任命において、同一の政黨その他の團體に屬するものが前項の制限を越えて任命された場合及び第三項の規定により委員の補充を行えば同一の政黨その他の團體に屬する委員の数が前項の制限を越える場合等に関し必要な事項は、規則でこれを定める。

(任期)

第百十八條 選挙管理委員の任期は、三年とする。但し、後任者が就任する時まで在任する。

2 補缺委員の任期は、前任者の殘任期間とする。

3 補充員の任期は、委員の任期による。

(失職)

第百十九條 選挙管理委員は、選挙権を有しなくなつたときは、その職を失う。その選挙権の有無は、選挙管理委員会が改正市町村議会議員及び市町村長選挙法第三條(缺格事由)の規定に該当するため選挙権を有しない場合を除く外、選挙管理委員会がこれを決定する。

2 第五十八條第五項及び第六項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

(退職)

第百二十條 選挙管理委員会の委員長が退職しようとするときは、当該選挙管理委員会の承認を得なければならない。

2 委員が退職しようとするときは、委員長の承認を得なければならない。

(事務)

第百二十一條 選挙管理委員会は、法令により當、該市町村又は政府、その他公共團體の選挙に関する事務及びこれに関係のある事務を管理する。

(委員長)

第百二十二條 選挙管理委員会は委員の中から委員長を選挙しなければならない。

2 委員長は、委員会に関する事務を處理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委

員長が缺けたときは、委員長の指定する委員がその職務を代理する。

(招集)

第百二十三條 選挙管理委員会は、委員長がこれを招集する。委員から委員会の招集の請求があるときは、委員長は、これを招集しなければならない。

(会議)

第百二十四條 選挙管理委員会は、委員三人以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 委員長及び委員は、自己又は父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一人上に関する事件については、その議事に參與することができない。但し、委員会の同意を得たときは会議に出席し發言することができる。

3 前項の規定により委員の数が減少して第一項の数の達しないときは、委員長は補充員でその事件に係るものがないものを以て第百十七條第四項の順序により臨時にこれに充てなければならない。委員の事故に因り委員の数が第一項の数の達しないときも、また同様とする。

(表決)

第百二十五條 選挙管理委員会の議事は、出席委員の過半数を以てこれを決する。可否同数のときは委員長の決するところによる。

(書記その他の職員)

第百二十六條 選挙管理委員会に書記

その他の職員を置く。

2 書記その他の職員の定数は、條例でこれを定める。

3 書記その他の職員は、委員長の指揮を受け、委員会に関する事務に従事する。

(委員会の指揮監督)

第百二十七條 第九十條第一項の規定は、選挙管理委員会にこれを準用する。

(準用規定)

第百二十八條 第八十一條第一項及び第八十二條の規定は選挙管理委員に、第九十二條第三項、第九十三條及び第九十六條の規定は選挙管理委員会の委員長に、第九十八條第二項の規定は選挙管理委員会の書記その他の職員にこれを準用する。

(委員会の自律)

第百二十九條 この立法及びこれに基づく規則に定めるものを除く外、選挙管理委員会に關し必要な事項は、委員会がこれを定める。

第三節 監査委員

(監査委員の設置及び定数)
第百三十條 市町村は、條例で監査委員を置くことができる。

2 監査委員の定数は、二人とする。但し、市にあつては條例で四人とすることができる。

(選任、兼職の禁止)

第百三十一條 監査委員は市町村長が議会の同意を得て、議員及び学識経験を有する者の中から各々同數を選

任しなければならない。

2 監査委員は、市町村の常勤の職員と兼ねることができない。

(任期)

第百三十二條 監査委員の任期は、二年とする。

2 議会の議員の中から選任された監査委員の任期は前項の規定にかかわらず、議員の任期を超えることができない。但し、後任者が選任されるまでの間はその職務を行うことを妨げない。

(退職)

第百三十三條 監査委員は、退職しようとするときは、市町村長の承認を得なければならない。

(職務)

第百三十四條 監査委員は、市町村の経営に係る事業の管理及び市町村の出納その他の事務の執行を監査する。

2 監査委員は、毎会計年度少くとも一回以上期日を定め前項の規定による監査をしたなければならない。

3 監査委員は、議会の要求があるときは臨時にその要求に係る事項について監査をしたなければならない。

4 監査委員は、前二項に定める場合を除く外、必要があると認めるときは、何時でも監査をすることができ

5 監査委員は、當該市町村が補助金交付金、貸付金その他財政的援助を與えているものの出納その他の事務

の執行を監督することができる。

6 監査委員は、監査の結果を議会及び市町村長並びに関係のある選挙管理委員会その他法令又は條例に基く委員会又は委員に報告し、且つ、これを公表しなければならない。

(書記その他の職員)

第百三十五條 監査委員の事務を補助させるため書記その他の職員を置くことができる。

2 書記その他の職員の定数は、條例でこれを定める。

3 書記その他の職員は、監査委員の指揮を受け監査に関する事務に従事する。

(準用規定)

第百三十六條 第八十二條、第九十三條、第九十六條及び第百一條の規定は監査委員に、第百八條第二項の規定は監査委員の事務を補助する書記その他の職員にこれを準用する。

(條例への委任)

第百三十七條 この立法及びこれに基づく規則に規定するものを除く外、監査委員に關し必要な事項は、條例でこれを定める。

第五章 給 與

(報酬、費用弁償)

第百三十八條 市町村は、議会の議員の中から選任された監査委員、専門委員、選挙管理委員及び選挙の實施に関する事務に従事する者に対し、報酬を支給しなければならない。

2 前項の者は、職務を行うため要す

る費用の弁償を受けることができる。

3 報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、條例でこれを定めなければならない。

(給料、旅費)

第百三十九條 市町村は、市町村長及びその補助機関たる職員(非常勤の者を除く)、学識経験を有する者の中から選任された監査委員、議会の事務局長、書記長、書記その他の職員、選挙管理委員会の書記その他の職員並びに監査委員の事務補助する書記その他の職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

2 給料及び旅費の額並びにその支給方法は、條例でこれを定めなければならない。

(退職金)

第百四十條 前條第一項の職員は、條例の定めるところにより退職金を受けることができる。

第六章 財 務

第一節 財産及び營造物

(基本財産、特別基本財産、積立金等)

第百四十一條 市町村は、収益のためにする財産を基本財産として維持することができる。

2 市町村は、特定の目的のため特別の基本財産を設け又は金穀等を積み立てることができる。

(預金による財産又は營造物の使用)

第百四十二條 舊来の慣行により市町村の住民中特に財産又は營造物を使

用する権利を有する者があるときは、その慣行による。その慣行を変更し又は廢止しようとするときは、議会の議決を経なければならない。

2 前項の財産又は營造物をあらたに使用しようとする者があるときは、市町村は、議会の議決を経てこれを許可することができる。

(区域外の營造物設置)

第百四十三條 市町村は、その区域外においても、また、関係市町村との協議により營造物を設けることができる。

2 前項の協議については、関係市町村の議会の議決を経なければならない。

(他の市町村の財産又は營造物の使用)

第百四十四條 市町村は、他の市町村との協議により、他の市町村の財産又は營造物を自己の住民の使用に供させることができる。

2 前項の協議については、関係市町村の議会の議決を経なければならない。

(宗教、慈善、教育等の事業の使用に供することの禁止)

第百四十五條 市町村の財産又は營造物は、宗教上の組織若しくは團體の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に屬しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、その利用に供してはならない。

(財産の取得管理処分等、重要財産處理の投票)

第百四十六條 市町村は、立法又は規則に特別の定があるものを除く外、財産の取得、管理及び処分並びに營造物の設置及び管理に関する事項は、條例でこれを定めなければならない。

2 市町村は、條例で定める特に重要な財産又は營造物については、市町村の選挙人の投票においてその過半数の同意が得られないときは、当該財産又は營造物の獨占的な利益を興えるような処分又は十年を超える期間にわたる獨占的な使用の許可をしてはならない。條例で定めるその他の財産又は營造物については議会において出席議員の三分の二以上の者の同意が得られないときも、また、同様とする。

3 前項の規定は、政府に對する処分又は使用の許可についてはこれを適用しない。

4 第二項の投票を行うべき場合において、その旨の當該市町村長の通知があつたときは、選挙管理委員会は、その日から六十日以内に、これを選挙人の賛否の投票に付きなければならない。

5 前項の投票の結果が判明したときは、選挙管理委員会は直ちにこれを當該市町村長に通知し、且つ、これを公表しなければならない。

6 規則で特別の定をするものを除く外、改正市町村議会議員及び市町村長選挙法中市町村の選挙に関する規

定は、第四項の規定による投票にこれを準用する。

7 第四項の投票は規則の定めるところにより、市町村の選挙又は第十九條第三項の規定による解散の投票若しくは第二十三條第三項及び第二十四條第二項の規定による解職の投票と同時にこれを行うことができる。

(過料)

第百四十七條 市町村は、財産又は營造物の使用に關し、條例で千圓以下の過料を科する規定を設けることができる。

(財産又は營造物の使用權に關する異議)

第百四十八條 財産又は營造物を使用する權利に關し異議のある者は、これを市町村長に申し立てることができる。

2 前項の規定による異議の申立があつたときは市町村長はこれを議會に諮つて決定しなければならぬ。
3 議會は、前項の規定による諮問のあつた日から二十日以内に意見を述べなければならぬ。

第二節 収 入

(市町村税)

第百四十九條 市町村は、立法の定めるところにより、市町村税を賦課徴収することができる。

(分担金)

第百五十條 市町村は、分担金を徴収することができる。
2 分担金は規則の定めるところによる

り、数人若しくは市町村の一部を利する財産若しくは營造物又は市町村の一部に對し利益のある事件に關し、特に利益を受ける者からこれを徴収する。

3 分担金を徴収する條例は、議會の常任委員会又は特別委員会において豫め公聴会を開き、真に利害關係を有する者又は学識経験を有する者等から意見を聴かなければ、これを設け又は改正することができない。

4 前項の公聴会を開く場合においては、その開催の日前二十日までに、開催の日時、場所及び条件を適當な方法で公表しなければならぬ。新聞紙で公表する場合には、その日から七日目ごとに、また、同様公表しなければならぬ。

(夫役現品)

第百五十一條 市町村は、非常災害の復舊のため必要があるとき、その他特別の必要があるときは、夫役現品を賦課徴収することができる。

2 夫役又は現品は、これを金額に算出して賦課しなければならぬ。但し、市町村民税を標準としなければならぬ。
3 学藝、美術及び手工に關する勞務については、夫役を賦課することができない。

4 夫役を賦課された者は、本人自らこれに當り、又は適當な代人を出すことができる。
5 夫役又は現品は、金錢を以てこれに代えることができる。

6 第二項及び前項の規定に、急迫の場合その他特別の事情がある場合に賦課する夫役又は現品については、これを適用しない。

(不均一の賦課)

第百五十二條 数人若しくは市町村の一部を利する財産若しくは營造物又は数人若しくは市町村の一部に對し利益のある事件に關しては、市町村は、夫役現品につき不均一の賦課をし、又は数人若しくは市町村の一部に對してその賦課をすることができ

(使用料)

第百五十三條 市町村は財産及び營造物の使用につき使用料を徴収することができる。

(舊價使用料及び一時加入金)

第百五十四條 市町村は、第百四十二條の規定による財産又は營造物の使用に關し、使用料若しくは一時の加入金を徴収し又はこれを併せて徴収することができる。

(手数料)

第百五十五條 市町村は、特定の個人のためにする事務につき、手数料を徴収することができる。

(分擔金等に關する事項の規律、不正行為に對する過料)

第百五十六條 分擔金、使用料及び手数料に關する事項については條例でこれを規定しなければならぬ。
2 詐偽その他の不正行為に困り、分擔金、使用料又は手数料の徴収を免

れた者については條例でその徴収を免れた金額の五倍に相當する金額以下の過料を科する規定を設けることができる。

3 前項に定めるものを除く外、分擔金、使用料及び手数料の徴収に關しては條例で千圓以下の過料を科する規定を設けることができる。

4 過料の処分を受けた者は、その処分不服があるときは、処分を受けた日から三十日以内に、市町村長に、異議の申立をすることができ

(賦課徴収及び舊價使用權に關する異議)

第百五十七條 分擔金、夫役現品、使用料、加入金及び手数料の賦課又は徴収を受けた者がその賦課又は徴収につき違法又は錯誤があると認めるときは、その告知を受けた日から三十日以内に市町村長に異議の申立をすることができ

2 第百四十二條の規定による財産又は營造物を使用する權利に關し異議のある者は、これを市町村長に申し立てることができる。

3 前條第四項、本條第一項及び第二項の規定による異議の申立があつたときは、市町村長はこれを議會に諮つて決定しなければならぬ。
4 議會は、前項の規定による諮問があつた日から二十日以内に意見を述べなければならぬ。

5 第三項の規定による異議の決定に不服のある者は、三十日以内にこれ

をその市町村を管轄する裁判所に申訴することができる。

(滞納処分)

第百五十八條 分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の市町村の収入を定期内に納めない者があるときは、市町村長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

2 夫役現品の賦課を受けた者が定期内にその履行をせず又は夫役現品に代える金銭を納めないときは、市町村長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。急迫の場合その他特別の事情がある場合に賦課した夫役又は現品については、更にこれを金額に算出し期限を指定してその納付を命じなければならない。

3 前二項の場合においては、條例の定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。

4 滞納者が第一項又は第二項の規定による督促又は命令を受け、その指定の期間にこれを完納しないときは、政府の租税滞納処分の例により、これを処分しなければならない。

5 第一項から第三項までの規定による徴収金については、市町村は、政府の徴収金に次いで先取特権を有しその追徴、還付及び時効については市町村税の例による。

(市町村債)

第百五十九條 市町村は、別に立法で定めるところにより、議会の議決を経て市町村債を起すことができる。

2 市町村債を起すにつき、議会の議決を経るときは、併せて起債の方法、利息の定率及び償還の方法について議決を経なければならない。

3 市町村は市町村債を起すについては、行政主席の許可を必要としない。但し、第百八十二條の規定の適用はあるものとする。

(一時借入金)

第百六十條 市町村長は、豫算内の支出をするため、議会の議決を経て一時の借入をすることができる。

2 前項の規定による借入金は、その会計年度内の収入を以て償還しなければならない。

第三節 支 出

(経費の支辨)

第百六十一條 市町村は、その必要な経費及び法令により市町村の負擔に屬する経費を支辨する義務を負う。

2 法令により、行政主席は、その經費の財源につき必要な措置を講じなければならない。

(宗教、慈善、教育等の事業に対する公金支出の禁止)

第百六十二條 市町村は、宗教上の組織若しくは團體の便益若しくは維持のため、又は公の支配に屬しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、公金を支出してはならない。

(密附又は補助)

第百六十三條 市町村は、その公益上必要がある場合においては、密附又は補助をすることができる。

(経費の支出)

第百六十四條 豫算の議決があつたときは、市町村長は、直ちにその寫を収入役に交付しなければならない。

2 収入役は、市町村長の命令がなければ支出をすることができない。命令を受けても支出の豫算がなく、且つ、財務に関する規定により支出することができない場合も、また、同様とする。

(支拂金の時効)

第百六十五條 市町村の支拂金の時効については、琉球政府の支拂金の時効による。

第四節 豫 算

(豫算、会計年度)

第百六十六條 市町村長は、毎会計年度才入才出豫算を調製し、年度開始前に、議会の議決を経なければならない。

2 市町村の会計年度は、琉球政府の会計年度による。

3 豫算を議会に提出するときは、市町村長は、併せて財産表、豫算説明その他財政状態の説明資料を提出しなければならない。

(豫算の追加又は更正、暫定豫算)

第百六十七條 市町村長は、議会の議決を経て既定豫算の追加又は更正をすることができる。

2 市町村長は、必要に應じて、一会計年度中の一定期間内にかかる暫定豫算を調製し、これを議会に提出することができる。

3 前項の暫定豫算は、當該会計年度の

の豫算が成立したときは、その効力を失うものとし、その暫定豫算に基づく支出又は債務の負擔があるときは、その支出又は債務の負擔は、これを當該会計年度の豫算に基く支出又は債務の負担とみなす。

(繰越費)

第百六十八條 市町村の經費を以て支辨すべき事件で、数年を期してその經費を支辨すべきものは、議会の議決を経て、その年間の各年度の支出額を定め、繰越費とすることができる。

(豫備費)

第百六十九條 市町村は、豫算外の支出又は豫算超過の支出に充てるため、豫備費を設けなければならない。

2 特別会計には、豫備費を設けなければならない。

3 豫備費は、議会の否決した費途に充てることができる。

(豫算の報告及び告示)

第百七十條 市町村の議会の議長は、豫算を定める議決があつたときは、その日から三日以内にこれを當該市町村長に送付しなければならない。

2 市町村長は、前項の規定により豫算の送付を受けた場合において、再議その他の措置を講ずる必要がないと認めるときは、直ちにこれを行政主席に報告し、且つ、その要領を告示しなければならない。

(特別会計)

第百七十一條 市町村長は、議会の議

決を経て、特別会計を設けることができる。

第五節 出納及び決算

(出納の検査)

第百七十二條 市町村の出納は、毎月例日を定めて監査委員がこれを検査し、且つ、毎会計年度少くとも二回臨時検査をしなければならない。

2 臨時検査には、議会の議員において互選した二人以上の議員の立会を必要とする。

3 監査委員は、検査の結果を市町村の議会及び長に報告しなければならない。

4 監査委員を置かない市町村においては、第一項の検査及び前項の報告は、市町村長がこれを行う。

(出納の閉鎖)

第百七十三條 市町村の出納は、翌年度の八月三十一日を以て閉鎖する。

(決算)

第百七十四條 決算は、証券類と併せて収入役からこれを市町村長に提出しなければならない。この場合において、収入役は、出納閉鎖後一個月以内にこれをしなければならない。

2 市町村は、決算及び証書類を監査委員の審査に付し、その意見を附けて、次の通常豫算を議する会議までに議会の認定に付さなければならない。

3 決算は、その認定に関する議会の議決とともに、行政主席に報告し、且つ、その要領を告示しなければならない。

らない。

4 監査委員を置かない市町村においては、第二項に規定する監査委員の職務は、市町村長が自らこれを行う。

第六節 雜 則

第百七十五條 市町村は、立法又は規則に特別の定がある場合を除く外、財産の売却及び貸與、工事の請負並びに物件、勞力その他の供給は、競争入札に付さなければならない。但し、臨時急務を要するとき、入札の価格が入札に要する経費に比較して得失相償わないとき、又は議会の同意を得たときは、この限りでない。

2 財産の賣却、讓渡及び貸與、工事の請負並びに物件、勞力その他の供給に関する議会の議決で定めらるその重要なものについては、出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。

3 市町村は、公金の徴収若しくは支出の権限を私の團體若しくは個人に委任し、若しくはその権限をこれらの者をして行わせ、又はこれらの者をして營業の免許その他これに類する處分及びこれらの處分に関係する公金の徴収に關與させてはならない。但し、立法の定めるところにより、源泉においては徴収する税金又は消費者若しくは行爲者が消費若しくは行爲の醫支拂うべき税金を徴収させることを妨げない。

4 前項但書の規定により市町村の徴収すべき税金を徴収する私の團體の代表者(代表者がなくときはこれに準ずる者)又は個人は、當該市町村の規則の定めるところにより計算をし、計算書並びにその証據となるべき帳簿及び書類を當該市町村の収入役へ提出し、この検査を受けなければならない。計算書並びにその証據となるべき帳簿及び書類には、當該團體の税金徴収の責任者又は當該個人がその真正であることを保証する旨を記載し、且つ、これに署名し、印をおさなければならない。

5 前項の検査により公金の取扱について不正の廉があることが判明したときは、収入役は、檢事に直ちにその旨を通知しなければならない。(不法財産處理の監査請求、納税者訴訟)

第百七十六條 市町村の住民は、市町村長、収入役又はその他市町村の職員について、公金の違法若しくは不當な支出若しくは浪費、財産の違法若しくは不當な處分、特定の目的のために準備した公金の目的外の支出、違法な債務その他の義務の負擔、財産若しくは營造物の違法な使用又は違法若しくは権限を超える契約の締結若しくは履行があると認めるときは、その事實を証する書面を添え、監査委員に対し、監査を行い、當該行爲の制限又は禁止に関する措置を

講ずべきことを請求することができる。

2 前項の規定による請求があつた場合においては、監査委員は、二十日以内に監査を行い、請求に係る事實があると認めるときは、市町村長に対し當該行爲の制限又は禁止を請求し、請求に係る事實がないと認めるときは、その旨を第一項の規定による請求人に通知しなければならない。

3 前項の規定による監査委員の請求があつたときは、市町村長は、直ちに必要な措置を講ずるとともに、その旨を監査委員及び第一項の規定による請求人に通知しなければならない。

4 前二項の規定による監査委員若しくは市町村長の措置に不服があるときは、又はこれらの者が措置を講じないときは、第一項の規定による請求人は、上訴裁判所の定めるところにより、裁判所に対し、當該職員の違法又は権限を超える當該行爲の制限若しくは禁止又は取消若しくは無効若しくはこれに伴う市町村の損害の補てんに関する裁判を求めることができる。

5 監査委員を置かない市町村においては、第一項の規定による請求は、市町村長に対してこれをし、第二項及び第三項の規定による監査委員及び市町村長の職務は、市町村長が自らこれを行う。

6 市町村は、公金の徴収若しくは支出の権限を私の團體若しくは個人に委任し、若しくはその権限をこれらの者をして行わせ、又はこれらの者をして營業の免許その他これに類する處分及びこれらの處分に関係する公金の徴収に關與させてはならない。但し、立法の定めるところにより、源泉においては徴収する税金又は消費者若しくは行爲者が消費若しくは行爲の醫支拂うべき税金を徴収させることを妨げない。

7 前項但書の規定により市町村の徴収すべき税金を徴収する私の團體の代表者(代表者がなくときはこれに準ずる者)又は個人は、當該市町村の規則の定めるところにより計算をし、計算書並びにその証據となるべき帳簿及び書類を當該市町村の収入役へ提出し、この検査を受けなければならない。計算書並びにその証據となるべき帳簿及び書類には、當該團體の税金徴収の責任者又は當該個人がその真正であることを保証する旨を記載し、且つ、これに署名し、印をおさなければならない。

8 前項の検査により公金の取扱について不正の廉があることが判明したときは、収入役は、檢事に直ちにその旨を通知しなければならない。(不法財産處理の監査請求、納税者訴訟)

9 市町村の住民は、市町村長、収入役又はその他市町村の職員について、公金の違法若しくは不當な支出若しくは浪費、財産の違法若しくは不當な處分、特定の目的のために準備した公金の目的外の支出、違法な債務その他の義務の負擔、財産若しくは營造物の違法な使用又は違法若しくは権限を超える契約の締結若しくは履行があると認めるときは、その事實を証する書面を添え、監査委員に対し、監査を行い、當該行爲の制限又は禁止に関する措置を

講ずべきことを請求することができる。

2 前項の規定による請求があつた場合においては、監査委員は、二十日以内に監査を行い、請求に係る事實があると認めるときは、市町村長に対し當該行爲の制限又は禁止を請求し、請求に係る事實がないと認めるときは、その旨を第一項の規定による請求人に通知しなければならない。

(財政状況の公表、事業経営状況の議会への報告)

第百七十七條 市町村長は、條例の定めるところにより、毎年二回以上豫算の使用の状況、収入の状況並びに財産、公債及び一時借入金金の現在高その他財政に関する事項を説明する文書を作成し、これを住民に公表しなければならない。

2 市町村長は、議会の指定した事業につきその経営状況を明らかにするため、定期的に貸借対照表その他必要な書類を作成し、これを監査委員の審査に付し、その意見を附けて次の議会に提出しなければならない。

3 前項の規定中監査委員の審査に関する部分は、監査委員を置かない市町村については、これを適用しない。

(出納職員等の賠償責任)

第百七十八條 収入役その他市町村の職員が法令の規定に基いて保管する現金又は物品を亡失又はき損した場合において、善良な管理者の注意を怠つたときは、立法又は規則に特別の定めがあるものを除く外、市町村長は、監査委員の監査の結果に基づき、期限を定めてその損害を賠償させなければならない。但し、収入役その他市町村の職員が避けることのできない事故に因ること又は物品を市町村の職員の使用に供した場合において合規の監督を怠らなかつたことを証明したときは、市町村長は、これを監査委員の審査に付し、その意見を

を附けて議会に付議し、その同意を得て賠償の責任を免除することができる。

(規則への委任)

第百七十九條 豫算及び決算の調製の様式、豫算科目の流用その他財務に關し必要な規定は、規則でこれを定める。

(市町村財政法との関係)

第百八十條 市町村の財政の運営、市町村の財政と政府の財政との関係等に関する基本原則については、この立法で定めるものを除く外、別に立法でこれを定める。

第七章 監 督

(財務監督)

第百八十一條 行政主席は、必要があるときは、市町村の財務に關係のある事務につき報告をさせ、書類帳簿を徴し又は實地について財務に關係のある事務を視察し若しくは出納を檢閲することができる。

(條例の制定改廢の報告)

第百八十二條 第四條の條例を除く外、市町村長は、條例を設け又は改廢したときは、規則の定めるところにより、行政主席にこれを報告しなければならない。

(起債の許可)

第百八十三條 市町村は、第六十條の借入金を除く外、市町村債を起し、並びに起債の方法、利息の定率及び償還の方法を変更しようとするときは、當分の間規則の定めるところに

より、行政主席の許可を受けなければならない。

(長及び収入役の職務代行)

第百八十四條 市町村長及び助役(市町村長の指定する市町村長の職務代行者を含む。以下本條中これに同じ。)にともに事故があるとき、又は市町村長及び助役がともに欠けたときは、事故のある者を除く外、市町村の規則で定めた上席の事務吏員が市町村長の職務を行う。

2 前項の規定により市町村長の職務を行う者がいないときは、行政主席は、市町村長の被選挙権を有する者で市町村の区域内に住所を有するものの中から臨時代理者を選任し、當該市町村長の職務を行わせることができる。

3 臨時代理者は、市町村長が選挙され、就任する時まで、市町村長の權限に關するすべての職務を行う。

4 臨時代理者により選任又は任命された當該市町村の職員は、市町村長が選挙され、就任した時は、その職を失う。

5 収入役(市町村長の定めた収入役の職務代行者を含む。以下本條中これに同じ。)及び副収入役に事故があるとき、又は収入役及び副収入役がともに欠けたときは、事故のある者を除く外、市町村の規則で定めた上席の出納員が収入役の職務を行う。

(臨時選挙管理委員)

第百八十五條 市町村の選挙管理委員

会が成立しない場合において、當該市町村の議会もまた成立していないときは、行政主席は、臨時選挙管理委員を選任し、選挙管理委員の職務を行わせることができる。

(臨時選挙管理委員の給與)

第百八十六條 前條の臨時選挙管理委員に対する給與は、市町村の選挙管理委員に対する給與の例によりこれを定める。

第八章 市町村組合及び財産区

第一節 市町村組合

(市町村組合)

第百八十七條 市町村は、その事務の一部を共同處理するため、その協議により規約を定め、行政主席の許可を得て市町村組合を設けることができる。

(法人格)

第百八十八條 前條による市町村組合は、法人とする。

(組織團體数の増減、共同處理事務の変更、規約の変更)

第百八十九條 市町村組合は、これを組織する市町村の数を増減し若しくは共同處理する事務を変更し又は組合の規約を変更しようとするときは、關係市町村の協議により行政主席の許可を受けなければならない。

(組合規約の規定事項)

第百九十條 市町村組合の規約には、左に掲げる事項及び特にその組合に必要な事項につき規約を設けなければならない。

一 組合の名称
 二 組合を組織する市町村
 三 組合の共同處理する事務
 四 組合の事務所の位置
 五 組合の議会の組織及び議員の選挙の方法
 六 組合の執行機関の組織及び選任の方法
 七 組合の経費の支辨の方法
 (組合の解散)
 第百九十一條 市町村組合を解散しようとするときは、関係市町村の協議により、行政主席に届出をしなければならぬ。

(財産處分)
 第百九十條 第百八十九條又は前條の場合において、財産の處分を必要とするときは、関係市町村の協議により若しくは関係市町村と組合との協議により又は組合の議会の議決によりこれを定める。
 (議会の議決)
 第百九十三條 第百八十七條、第百八十九條、第百九十一條及び前條の協議については、関係市町村にあつてはその議会、組合にあつては組合の議会の議決を経なければならない。
 (経費分賦の異議)
 第百九十四條 市町村組合の経費の分賦に關し、違法又は錯誤があると認めるときは、市町村は、その告知を受けた日から三十日以内に組合の管理者に異議の申立をすることができ

2 前項の異議の申立があつたときは、組合の管理者は、組合の議会に諮つてこれを決定しなければならない。
 2 組合の議会は、前項の規定による諮問があつた日から二十日以内にその意見を述べなければならない。
 (市町村に關する規定の準用)
 第百九十五條 市町村組合については、法令に特別の定があるものを除く外、市町村に關する規定を準用する。
 第二節 財産区
 (財産区の意義及びその財産又は營造物の管理處分)
 第百九十六條 法令に特別の定があるものを除く外、市町村の一部で財産を有し又は營造物を設けているもの(これを財産区といふ)があるときは、その財産又は營造物の管理及び處分についてはこの立法中市町村の財産及び營造物の管理及び處分に關する規定による。
 2 前項の財産又は營造物に關し特に要する経費は、財産区の負擔とする。
 3 前二項の場合においては、市町村は、財産区の収入及び支出については、会計を分別しなければならない。
 (財産区の議会又は總會)
 第百九十七條 財産区の財産又は營造物に關し必要があると認めるときは、行政主席は、議会の議決を経て市町村の條例を設け、財産区の議会又は總會を設けて財産区に關し市町村議会の議決すべき事件を議決させることができる。
 (同前)
 第百九十八條 財産区の議会の議員の定数、任期、選挙権、被選挙権及び選挙人名簿に關する事項は前條の條文中にこれを規定しなければならぬ。財政区の總會の組織に關する事項についても、また、同様とする。
 2 前項に規定するものを除く外、財産区の議会の議員の選挙に關しては、市町村の議会の選挙に關する規定を適用する。但し、被選挙権の有無は、市町村の議会が決定する。
 3 財政区の議会又は總會に關しては、市町村の議会に關する規定を準用する。
 (規則への委任)
 第百九十九條 この立法に規定するものを除く外、財産区の事務に關しては、規則でこれを定める。

附 則
 第一條 この立法は、公布の日から、これを施行する。
 第二條 市町村制(一九四九年一〇月一日臨時北部南西諸島政庁令第二十一號)は、これを廢止する。
 第三條 琉球列島米國民政府により認可された市及び町又は従来の法令により市又は町となつた市、町は第五條の規定にかかわらず、なお、従前の通りとする。
 第四條 この立法施行の際現に市町村長及び市町村長に準ずる者若しくは市町村会議員及び市町村会議員に準ずる者又は市町村及びこれに準ずるものの他の職に在る者は、この立法又は他の法令で別に定める者を除く外、この立法により選挙又は選任された市町村及びこれに準ずるものの若しくは議会の議員又は市町村及びこれに準ずるものの他の相當する職に在る者とみなし、任期があるものについては、その任期は、従前の規定による。
 第五條 第三十三條第一項の規定により、議員の定数を増加すべき市町村においては、議員の補充のため、この立法施行の日から一九五三年三月三十一日まで特別選挙を行わなければならない。この選挙の期日については、行政主席がこれを定め、豫め告示しなければならない。
 第六條 従前の市町村制による市町村会議員の定数が第三十三條第一項に掲げる議員の定数よりも多い市町村においては、現在議員の任期中に限り、その数を以て定数とする。但し、議員に欠員を生じたときはこれに應じて、その定数は、同條第一項の定数に至るまで減少するものとする。
 第七條 従前の市町村制又はこれに基いて發する行政主席の規則によつてした手續その他の行爲は、これをこの立法又はこれに基いて發する行政主席の規則の中の相當する規定によつてした手續その他の行爲とみな

す。

第八條 他の法令中に市町村制の規定を掲げている場合において、この立法中これらの規定に相當する規定があるときは、行政主席の規則で特別の規定を設ける場合を除く外、各々この立法中のこれらの規定に相當する規定を指しているものとする。

第九條 市町村選挙管理委員会に関するこの立法の規定で、改正市町村議会議員及び市町村長選挙法の規定と異なるものがある場合は、改正市町村議会議員及び市町村長選挙法が廢止されるまではその規定による。

第十條 この立法の施行に関し必要な規定は、行政主席が規則でこれを定める。

立法院の議決した市町村財政法に署名し、ここにこれを公布する。
一九五三年一月十二日
行政主席 比嘉 秀平

立法第二號

琉球政府立法院は、ここに次の通り定める。

市町村財政法

(この立法の目的)

第一條 この立法は、市町村の財政以下市町村財政という)の運営、政府の財政と市町村財政との關係等に関する基本原則を定め、もつて市町村財政の健全性を確保し、市町村自治の發達に資することを目的とする。
(市町村財政運営の基本)

第二條 市町村は、その財政の健全な運営に努め、いやくも政府の政策に反するような施策を行つてはならない。

2 政府は、市町村財政の自主的な且つ健全な運営を助長することに努め、いやくもその自律性をそこない、又は市町村に負擔を轉嫁するような施策を行つてはならない。
(豫算の編成)

第三條 市町村は、この立法又は規則の定めるところに従い、且つ、合理的な基準によりその経費を算定し、これを豫算に計上しなければならない。

2 市町村は、あらゆる資料に基いて正確にその財源を補捉し且つ、経済の現實に即應してその収入を算定し、これを豫算に計上しなければならない。
(豫算の執行等)

第四條 市町村の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。

2 市町村の収入は、適宜且つ厳正にこれを確保しなければならない。

3 政府は、市町村又はその住民に対し、市町村はその住民に対し直接であると同様であるとを問はず密附金を割り當てて、強制的に徴収するようなことをしてはならない。
(市町村債の制限)

第五條 市町村の才出は、市町村債以外

外の才入をもつて、その財源としなければならない。但し、左に掲げる場合においては、市町村債をもつてその財源とすることができる。

一 市町村の行う企業(以下公営企業という)に要する経費の財源とする場合

二 出資金及び貸付金の財源とする場合(出資又は貸付を目的として土地又は物件を買取するために要する経費の財源とする場合を含む)

三 市町村債の借換のために要する経費の財源とする場合

四 災害應急事業費、災害復舊事業費及び災害救助事業費の財源とする場合

五 普通税(法定外普通税を除く)の税率がいずれも標準税率以上である市町村において、道路、港灣等の公共施設の建設事業費の財源とする場合
(公営企業の経営)

第六條

規則で定める公営企業については、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その才出は、當該企業の経営に伴う収入(前條の規定による市町村債による収入を含む)をもつてこれに充てなければならない。但し、災害その他特別の事由がある場合において議会の議決を経たときは、一般会計又は他の特別会計からの繰入による収入をもつてこれに充てることができる。

2 前項の企業については、定期に財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成しなければならない。

3 第一項の企業について、市町村自治法第七十七條第二項の規定による議会の指定があつたときは、同項の規定に基いて作成する財産目録、貸借対照表及び損益計算書は、これを前項の規定により作成したものとみなす。
(剰餘金)

第七條 市町村は、各会計年度において才入才出の決算上剰餘金を生じた場合においては、當該剰餘金のうち二分の一を下らない金額は、これを剰餘金を生じた翌々年度までに市町村債の償還財源に充てなければならない。

2 前條の公営企業について、才入才出の決算上剰餘金を生じた場合においては、前項の規定にかかわらず、議会の議決を経てその全部又は一部を一般会計又は他の特別会計に繰り入れることができる。

3 前二項の剰餘金の計算については、規則でこれを定める。

(財産の管理及び處分)

第八條 市町村の財産は、條例又は議会の議決による場合を除く外、これを交換しその他支払手段として使用し、又は適正な対價なくしてこれを讓渡し、若しくは貸し付けてはならない。

2 市町村の財産は、常に良好の状態

においてこれを管理し、その所有の目的に應じて最も効率的に、これを運用しなければならない。

(市町村がその金額を負担する経費)

第九條 市町村又は市町村の機関の事務を行うために要する経費については、當該市町村が金額これを負担する。但し、次條に規定する事務を行うために要する経費については、この限りでない。

(政府と市町村とが負担する経費)

第十條 市町村又は市町村の機関が立法又は規則に基いて實施しなければならぬ事務であつて、政府と市町村相互の利害に係る事務で、市町村相互の利害に係る事務で、市町村が負担する経費、災害に係る事務で、市町村が負担する経費、又は市町村財政調整交付金法によつてはその財政需要に適合した財源を得ることが困難なものを行うために要する経費、及び政府の總合的に樹立した計画に従つて、市町村又は市町村の機関が實施しなければならぬ土木その他建設事業に要する経費で、左の各号の一に掲げるものについては、政府がその経費の全部又は一部を負担する。

一 生活保護に要する経費

二 身體障害者の厚生援護に要する経費

三 衛生及び社会福祉に要する経費

四 職業指導施設の設置、維持及び管理に要する経費

五 傳染病等の預防に要する経費

六 兒童福祉に要する経費

七 災害救助事業及び災害隠急事業に要する経費

八 災害防止施設に要する経費

九 立法又は規則で定める河川、道路、砂防、港灣等の重要な土木事業に要する経費

十 立法又は規則で定める重要な都市計画及び都市計画事業に要する経費

十一 戦災復舊のために行う道路、港灣、病院、診療所、上下水道その他の公共施設、住宅及び土地區画整理に要する事業費

十二 その他立法又は規則で定める事務に要する経費

2 前項の経費についてその種目、算定基準及び政府と市町村とが負担すべき割合は、規則でこれを定めなければならない。

(政府が金額を負担する経費)

第十一條 主として政府の利害に係るのある事務を行うために要する経費については、市町村はその経費を負担する義務を負わぬ。

2 前項の経費は、左に掲げるようなものとする。

一 立法院議員及び琉球政府行政主席の選挙に要する経費

二 政府が専らその用に供するを目的として行う統計及び調査に要する経費

三 政府の計画により行う開拓に要する経費

(市町村が處理する権限を有しない事務に要する経費)

第十二條 市町村が處理する権限を有しない事務を行うために要する経費については、立法又は規則で定めるものを除く外、政府は市町村に對しその経費を負担せざるやうな措置をしてはならない。

2 前項の経費は、左に掲げるようなものとする。

一 政府の機関の設置、維持及び運営に要する経費

二 警察に要する経費

三 司法及び行刑に要する経費

四 政府の教育施設及び研究施設に要する経費

(あらたな事務に伴う財源措置)

第十三條 市町村又は市町村の機関が立法又は規則に基いてあらたな事務を行う義務を負う場合においては、政府は、そのために要する財源について必要な措置を講じなければならない。

2 前項の財源措置について不服のある市町村は、行政主席を經由して立法院に意見書を提出することができ

る。

3 行政主席は、前項の意見書を受け取つたときは、その意見を添えて遅滞なく、これを立法院に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第十四條 政府は、その施策を行うため特別の必要があると認めるとき又

は市町村の財政上特別の必要があると認めるときに限り、當該市町村に對して、補助金を交付することができる。

(負擔金の支出)

第十五條 政府は、第十條第一項又は第十一條第一項に規定する事務で市町村又は市町村の機関が行うものについて第十條第二項又は第十一條第一項の規定により政府が負擔する金額(以下政府負擔金という)を、當該市町村に對して支出するものとする。

2 市町村は、第十條第一項の事務で政府が行うものについて同條第二項の規定により市町村が負擔する金額(以下市町村負擔金という)を、政府に對して支出するものとする。

(市町村負擔金)

第十六條 政府の行う河川、道路、砂防、港灣等の土木事業で市町村を利するものに對する當該市町村負擔金の豫定額は、當該工事の着手前にあらかじめ當該市町村に通知しなければならない。

事案計画の變更等により市町村負擔金の豫定額に著しい變更があつた場合も、同様とする。

2 市町村は、前項の通知を受けた場合において負擔金の豫定額に不服のあるときは、行政主席に對し意見を申し出ることができる。

(政府支出金の算定の基礎)

第十七條 政府負擔金、補助金等の市町村に對する支出金(以下政府支出

金というの額は、市町村が政府支出金に係る事務を行うために必要で且つ、充分な金額を基礎として、これを算定しなければならぬ。

(政府支出金の支出時期)

第十八條 政府支出金は、その支出金を政源とする経費の支出時期に遅れないように、これを支出しなければならない。

2 前項の規定は、市町村負擔金等の政府に対する支出金にこれを準用する。

(委託工事の場合の準用規定)

第十九條 前二條の規定は、政府の工事をその委託を受けて市町村が行う場合及び市町村の工事をその委託を受けて政府が行う場合において、政府又は市町村の負擔に屬する支出金に、これを準用する。

(支出金の算定又は支出時期等に関する意見書の提出)

第二十條 政府支出金又は前條の政府の負擔に屬する支出金の算定又は支出時期その他支出について不服のある市町村は、行政主席を經由して立法院に意見書を提出することができる。

2 第十三條第三項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

(政府營造物に関する使用料)

第二十一條 市町村が管理する政府の營造物で當該市町村がその管理に要する経費を負擔するものについては、當該市町村又はその長は、條例

の定めるところにより、當該營造物の使用について使用料を徴収することができる。

2 前項の使用料は、當該市町村の収入とする。

(政府が使用する市町村の財産等に関する使用料)

第二十二條 政府が市町村の財産又は營造物を使用するときは、當該市町村の定めるところにより、政府においてその使用料を負擔しなければならない。但し、當該市町村の議会の同意があつたときは、この限りでない。

(負擔金等の使用)

第二十三條 政府負擔金及び補助金並びに市町村負擔金は立法又は規則の定めるところに従い、これを使用しなければならない。

2 市町村が前項の規定に従わなかつたときは、その部分については、政府は、當該市町村に対し、その負擔金又は補助金の全部又は一部を交付せず又はその返還を命ずることができる。

3 市町村負擔金について、政府が第一項の規定に従わなかつたときは、その部分については、當該市町村は、政府に対し當該負擔金の全部又は一部を交付せず又はその返還を請求することができる。

(財政調整交付金の交付及びその減額)

第二十四條 政府は、市町村に対し、立法によつて定める財政調整交付金を交付することができる。

を交付することができる。

2 市町村が、立法又は規則に違反して著しく多額の経費を支出し、又は確保すべき収入の徴収等を怠つた場合においては、政府は、當該市町村に対して交付すべき市町村財政調整交付金の額を減額することができる。

2 前項の規定により減額する市町村財政調整交付金の額は、當該立法又は規則に違反して支出し、又は徴収を怠つた額をこえることができない。

附 則

1 この立法は公布の日から施行する。

2 この立法の施行に関し、必要な事項は、行政主席の規則で定める。

規 則

○規則第四號

那覇商港管理法(一九五二年立法第二十七號)に基いて、施行規則を次のとおり定める。

一九五三年一月十二日

行政主席 比嘉 秀平

那覇商港管理法施行規則

第一條 那覇商港管理法(以下「法」という)第三條第一項第四號の設備並びに工作物とは、給水施設、荷役機械器具、倉庫施設及びその他の建築物をいう。

第二條 法第四條、法第十五條、法第

十六條及び法第二十條に規定する行政主席の権能は、運輸局長が行う。

但し、法第十五條に規定する商港施設の使用についてはこの規則で特に定められたものは、港務所長が行う。

第三條 法第十七條及び法第二十二條に規定する行政主席の権能は、港務所長が行う。

第四條 法第四條の規定による企業許可を受けようとする者は、許可申請書に企業計画書を添え、商港港務所長(以下「港務所長」という。)を経て運輸局長に提出しなければならない。

第五條 法第五條に規定する指示を受けようとする船舶は、那覇商港(以下「商港」という)外において、港務所長の指定する信託所に対し、旗旆又は發光信號を以て該船舶の呼出符號、船名、國籍及び到着時吃水を報告しなければならない。

第六條 法第六條に規定する届出は、左の區別によつてこれをしなければならない。

一 商港に入港したときは、遅滞なく第一號様式による入港届に積荷目録を添えて、港務所長に提出しなければならない。但し、商港を出港した船舶が避難、修繕、その他の事故のため停港したときは、その旨港務所長に届出て入港届を省略することができる。

二 出港の場合は、出港二時間前までに第二號様式による出港届を提出しなければならない。

2 左の各号の一に該当する船舶は、

前項の届出をすることを要しない。
一 港灣の用に供する船舶で、港務所長が認定したもの

二 漁船、並びに雑種船

第七條 法第九條に規定する許可を受けようとする者は、その目的、時期及び場所を具して申請しなければならない。

第八條 法第十二條第二項の爆發物及びその他の危険物の種類は、別表第一のとおりとする。

第九條 法第十三條に規定する許可の申請は、作業の種類、期間及び場所並びに爆發物又は危険物の種類及び数量を具してこれをしなければならぬ。

第十條 法第十六條に規定する許可を受けようとする者は、申請書に設計圖及び仕様書を添え港務所長を経て運輸局長に提出しなければならない。

第十一條 商港内に於いては、船舶に積卸する貨物及び乗降する船客は、けい船岸壁又は荷揚場以外において、積卸又は乗降してはならない。但し、港務所長の許可を得たときは、この限りでない。

第十二條 法第十七條第五號に規定する貨物は、左のとおりとする。

一 けい船岸壁、荷揚場又は道路上に放置したもの

二 許可を得ないで設置若しくは置備したもの又は許可を得て設置若しくは設置したものであつても、使用期間経過後その搬出又は撤去しないもの

三 公益上その他の事由により必要と認めるもの

第十三條 船舶のけい留時は、けい留した時刻から起算し、離岸した時刻をもつて終る。但し、港務所長の許可を受けて一時離岸する場合は、この限りでない。

第十四條 船客及び送迎人、並びに車輛は、港務所の發行する通行券(第三號様式)を携帯しなければならない。

2 通行券は、係員の改札を受け、使用後これを係員に返付しなければならない。

第十五條 岸壁通過料は、その貨物を搬出又は搬入しようとするとき、第五號様式による岸壁通過料納入書により、港務所長に納付するものとする。但し、別に規程をもつて定める場合は、この限りでない。

第十六條 荷揚場、若しくは野積場の繼續使用は、左の限度を超えてはならない。但し、港務所長の許可を受けたときは、この限りでない。

一 荷揚場、荷役後二十四時間以内
二 野積場、貨物搬入後七日以内

第十七條 荷役機械器具の使用は、その能力以上の物件を積卸してはならない。

第十八條 荷役機械器具は、商港区域外で使用してはならない。但し、運輸局長の許可を受けた場合は、この限りでない。

第十九條 荷役機械器具を一月以上長期使用しようとする者は、港務所長を経て運輸局長に申請しなければならない。

第二十條 倉庫施設を使用して、倉庫業を営もうとする者は、申請書に事業計畫書を添え港務所長を経て運輸局長に提出しなければならない。

第二十一條 港務所長は、第四條、第十條、第十九條、若しくは前條の申請書を受理したときは、直に實情を調査して意見書を添え運輸局長に送付しなければならない。

第二十二條 法第十五條の規定により、商港施設を使用しようとする者は左の区分に従つて申請書を港務所長に提出しなければならない。

一 けい船岸壁の使用(船舶けい留の場合)は、第四號様式による那覇商港岸壁使用申請書

二 荷役場若しくは野積場の使用は、第六號様式による荷揚場、野積場使用申請書

三 給水を受けようとするときは、第七號様式による給水中申請書

四 荷役機械器具(一ヶ月以内使用の場合)の使用は、第八号様式による荷役機械器具使用申請書

2 前項第二号の申請書は、別に規程で定めるものについてはこれを要しない。

商港施設使用料は、別表第二のとおりとする。

2 運輸局長が特別の事由があると認めるとき若しくは公益上必要があると認めるときは、前項の規定に拘らずその使用料を減じ又は免ずることが出来る。

第二十四條 前條の使用料は、前納しなければならない。但し、別に規程をもつて定めるものについては、この限りでない。

第二十五條 既納の使用料は、返還しない。但し、港務所長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

第二十六條 左に掲げるものは、岸壁通行料を徴収しない。

一 職務執行中の官公署職員

二 火災警防等に従事する者

三 囚人、及びその移送者

第二十七條 この規則に違反した行為があつたとき若しくは公益上必要があると認めるときは、運輸局長はその許可を取消し若しくは使用を制限し又は変更を命ずることが出来る。

第二十八條 港務所長が執務のため乗り込んでいる船舶には、港務所長旗を掲げるものとする。

2 港務所長旗の制式は、別表第三のとおりとする。

第二十九條 港務所職員は、職務執行の場合に、別に定める制服を着用しなければならない。但し、港務所職

員証を携帯する場合は、この限りでない。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、一九五二年九月一日から適用する。但し、第二十三條別表第二、第一項第二號及び第三號の使用料は別に告示する日からこれを徴収する。

別表第一

一、爆發物及びその他の危険物の種類

- 1 火薬類(有煙火薬、無煙火薬の類)
- 2 硝酸鹽類(雷こうの類)
- 3 起爆の用途に供する窒化物(窒化鉛の類)、その他の起爆剤
- 4 ニトログリセリン及びこれを主とする爆發薬(各種ダイナマイトの類)、綿火薬、硝化綿、爆發性芳香系列硝化物(ニトロベンゾール、ニトロロール、ピクリン酸の類)
- 5 鹽素酸鹽類(鹽素酸ソーダ、鹽素酸カリの類)、過鹽素酸鹽類(過鹽素酸カリ、過鹽素酸アンモニアの類)、硝酸鹽類(硝石、チリ硝石、硝酸アンモニアの類)
- 6 實包、空包、藥筒の類
- 7 火薬若しくは爆發薬を装てんした彈丸、信管、雷管の類
- 8 煙火、その他火薬若しくは爆發薬を用いた加工品(玩具用普通加工品を除く。)
- 9 壓縮ガス類

二、その他の危険物

- 1 原油、揮發油、靈油、輕油、重油、その他の石油類
- 2 セルロイド
- 3 黄燐、赤燐、硫化燐、無水燐酸
- 4 カリウム、ナトリウム、マグネシウム、過酸化カリ、過酸化ソーダ
- 5 リン化カルシウム、カーバイド、生石灰
- 6 エーテル、二硫化炭素、コロジオン、メタノール、アルコール、ベンゼン、トルエン、ソルベントナフサ、アセトン、キシロールテレピン油
- 7 濃硫酸
- 8 その他「エーテル」若しくは「ベンズキート」閉そく發火試験器を用いて、攝氏三五度以下の温度で發煙するもの

別表第二

那覇商港施設使用料

- 1 岸壁使用料
 - 一 けい船料
- 二 岸壁通行料
- (イ) 船客及び送迎人、一人一回につき、

つき、
但し、七才未満は、無料とする。
(イ) 車輛一臺につき 五圓

車輛	一回限り通行の場合	指定車輛三カ月の定期通行の場合
の場	一回につき	一回につき
の場	拾圓	六圓
の場	貳拾圓	貳千八百八拾圓
の場	拾圓	五千七百六拾圓
の場	拾圓	八千六百八拾圓

三 岸壁通過料

- 積卸貨物各一回毎につき、
重貨物一屯(二、〇〇〇封度)まで毎につき、拾五圓
- 輕貨物四十立方呎まで毎につき、拾五圓
- 但し米、肥料は、一屯(二、〇〇〇封度)まで毎につき、拾圓とする。
- 2 給水料
消費水量四十立方呎まで毎につき、六拾圓
- 3 荷揚場使用料
一 荷役若しくは貨物搬入終了時から二十四時間以内 無料
二 二十四時間を超えるときは、超過時間二十四時間までにつき、
(イ) 重貨物一屯(二、〇〇〇封度)まで毎につき、貳拾圓

(イ) 輕貨物四十立方呎まで毎につき、貳拾圓

三 四十八時間を超えるときは、超過時間二十四時間まで毎につき、

(イ) 重貨物一屯(二、〇〇〇封度)まで毎につき、五拾圓

(イ) 輕貨物四十立方呎まで毎につき、五拾圓

4 野積場使用料
一 貨物搬入日から七日以内一日まで毎につき、

(イ) 重貨物一屯(二、〇〇〇封度)まで毎につき、貳圓

(イ) 輕貨物四十立方呎まで毎につき、貳圓

二 七日を超えるときは、超過日数一日まで毎につき、

(イ) 重貨物一屯(二、〇〇〇封度)まで毎につき、五圓

(イ) 輕貨物四十立方呎まで毎につき、五圓

5 荷役機械器具使用料
一 大型計量器
一臺一回につき、貳拾圓

一臺一日につき、貳百圓

一臺一カ月につき、五千圓

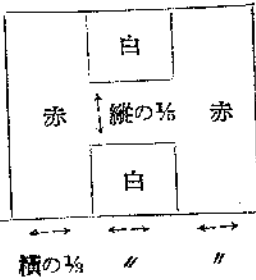
二 フォーク
(イ) 揚力七屯半のもの 貳千圓

一臺一日につき、四萬五千圓

(イ) 揚力三屯のもの 壹千圓

一臺一日につき、壹千圓

一臺一カ月につき、貳萬五千圓



別表第三
備考 國際信號旗の寸法による
港務所長旗

但し運轉手、燃料は使用者の負擔とする。

一臺一日につき 貳千五百圓

一臺一月につき 六萬貳千圓

(イ) 揚力二十五屯以上のもの

一臺一日につき 貳千四百圓

一臺一月につき 六萬圓

(ロ) 揚力二十五屯のもの

一臺一日につき 貳千圓

一臺一月につき 五萬六千圓

(ハ) 揚力二十五屯のもの

一臺一日につき 貳千圓

一臺一月につき 四拾圓

一臺一日につき 壹千圓

五 クレーン

(イ) 揚力二十屯のもの

一臺一日につき 貳千壹百圓

一臺一月につき 五萬六千圓

(ロ) 揚力二十屯のもの

一臺一日につき 貳千圓

一臺一月につき 四拾圓

一臺一日につき 壹千圓

四 トレーラー

一臺一日につき 貳百圓

一臺一月につき 五千圓

三 索引車

一臺一日につき 貳百圓

第1號様式
FORM NO. (1)
第2號様式
FORM NO. (2)

入 出 港 届
ENTRY & DEPARTURE REPORT

(1) 船 種 Kind of Vessel	汽 船 (Steam Ship)	機 帆 船 (Motor Sailing Ship)	帆 船 (Sailing Ship)	その他 (Other)
(2) 船 質 Quality of Ship	鋼 造 (Made of Steel)	木 造 (Made of Wood)		その他 (Other)
(3) 用 途 Use of Vessel	客 船 (Passenger Ship)	貨 客 船 (Cargo & Passenger Ship)	貨 物 船 (Cargo Ship)	その他 (Other)
(4) 航行区域 Limitation of Route	沿 岸 (Coasting Line)	近 海 (Inland Line)	遠 洋 (Foreign Line)	
(5) 船 名 Name of Ship	(6) 航行速度 Speed	(7) 國 籍 Nationality	(8) 船 籍 港 Port of Registry	(9) 總 屯 数 Gross Tonnage
(10) 船の長さ Length	(11) 吃水 Draft	船首 Head	船尾 Stern	(12) 錨地(方位) Anchorage (Dirrection)
	呎 Feet	呎 Feet	呎 Feet	(13) 入 港 目 的 Purpose of Entry
(14) 船舶所有者 Owner of Vessel	住 所 Address 氏名及名称 Name	(15) 代理店 Agent	住 所 Address 氏名及名称 Name	
(16) 最初の出港地及日時 Firstport & Time of Departure	(17) 直前の寄港地及日時 Preceding port & Time of Call			
(18) 最終の仕向地 Last port of Destination	(19) 次の仕向地 Next port of Destination			
(20) 入 港 日 時 Time of Entry	出 港 日 時 Time of Departure	(21) 船 員 数 Number of Crew	内 職 員 Number of Officer	
(22) 船 客 Passenger	級 別 Class	定 員 数 Full Number	乗 客 数 Number of Passenger	當 港 乗 客 数 Boarded at this Port
	一 等 First			
	二 等 Second			
	三 等 Third			
	四 等 Fourth			
	計 Total			
(23) 當 港 積 卸 貨 物 の 種 類 及 數 量 Description & quantity of Shiped or discharged cargo at this Port:				
(24) 積 載 危 険 物 の 種 類 及 數 量 Description & quantity of hazardous cargo on the board:				
(25) 航 海 中 の 異 変 及 參 考 事 項 Accident of the reference matters of navigation on the Voyage:				

上記の通り御届致します
I report you as above-mentioned
那覇商港港務所長殿
Manager of Naha commercial Port

年月日
Date
船長氏名
Name of Master

記載心得

1. 入港の場合は様式第一號とし表題の(出)を抹消し(出)港の場合は様式第二號とし(入)を抹消する。
2. 入港の場合は(18), (19), (20), の(出港日時)及び(22)の(當港乗船数)の各欄には記入を要しない。
3. 出港の場合は(13), (16), (17), (20), の(入港日時)及び(22)の(當港下船数)の各欄には記入を要しない。
4. (13)の欄は物品運送, 旅客運送, 給炭, 給水, 給油, 避難税関手續, 檢疫等の如く主なる目的を記載する。
5. (24)の欄は積載してない場合は(無し)と記載すること。
6. (23)から(25)までの各欄に記入出来ない場合は別紙にすること。
7. 不要の字句又は欄は横線をもつて抹消すること。
8. 数字はすべて算用数字を用いること。

INSTRUCTIONS

1. In case of entry the subject (Departure) shall be cancelled with the reason the form shall be used as FORM NO. 1, and in case of departure (ENTRY) cancelled, as FORM No. 2
2. In case of entry every column, (18), (19), time of departure of (20), & (number of passenger boarded at this port) of (22) are not necessary.
3. In case of departure every column, (13), (16), (17), (Time of entry) of (20), & (Number of passenger landed at this port) of (22) are not necessary.
4. In the column of (13), chief purpose such as transportation of goods & passenger, supply of coal, Oil, water, and Shelter & Formalities to custom & Quarantine shall be described.
5. In case of no hazardous cargo on board the column of (24) shall be noted with "no"
6. In case of no enough space of the column (23), (24), (25), other adequate paper shall be used.
7. Unnecessary letter or column shall be cancelled with horizontal line.
8. Arabic numerals shall be used as figure.

第3號様式 Form No.3

那覇商港岸壁通行券

(1) 船客及送迎入

1.5吋

岸壁通行券
Pier Tool

(者主印任)

No. _____

金 五 圓 也

※本券は一人一枚当日限り有効です
※本券は入場るとき改札をうけ出場の際係員に渡して下さい

年 月 日 那覇商港々務所
Naha Commercial Port

2.5吋

(2) 軍 輸

(1) 二屯未満のもの

岸壁通行券
Pier Tool

(者主印任)

No. _____

金 拾 圓 也

※本券は一合一回当日限り有効です
※本券は入場るとき改札をうけ出場の際係員に渡して下さい

年 月 日 那覇商港々務所
Naha Commercial Port

(2) 二屯のもの

岸壁通行券
Pier Tool

(者主印任)

No. _____

金 貳 拾 圓

※本券は一合一回当日限り有効です
※本券は入場るとき改札をうけ出場の際係員に渡して下さい

年 月 日 那覇商港々務所
Naha Commercial Port

(2) 二屯以上のもの

岸壁通行券
Pier Tool

(者主印任)

No. _____

金 參 拾 圓

※本券は一合一回当日限り有効です
※本券は入場るとき改札をうけ出場の際係員に渡して下さい

年 月 日 那覇商港々務所
Naha Commercial Port

(3) 指定車輛一ヶ月間百回通行の場合

岸壁通行券
Pier Tool

(者主印任)

車輛No. _____

金 _____ 圓也

※本券は入場るとき改札をうけ出場の際係員に渡して下さい
※本券は _____ 年 月 日まで有効です

年 月 日 那覇商港々務所
Naha Commercial Port

註

金額は
2 屯未満の場合 6圓
2 屯の場合 12圓
2 屯以上の場合18圓と記入する

(4) 指定車輛三ヶ月間定期通行の場合

3.5吋

(者主印任)

No. _____

車輛No. _____ 屯積

岸壁定期通行券

※本券は指定車輛のみに有効です
※有効期間 自 _____ 年 月 日 至 _____ 年 月 日

發行年月日 _____

(所印)

那覇商港々務所
Naha Commercial Port

2.5吋

第4號様式
FORM NO.4

岸壁通過料納入書
PAYMENT OF PIER TOLL FOR CARGO

期日
DATE.

那覇商港事務所長殿
TO: MANAGER OF NAHA COMMERCIAL PORT.

住所
ADDRESS.
納入者
PAYER
氏名
NAME.

處置欄 (ACTION)			
年月日	處置		
所長	主任	係	
領収 No.			印

下記の通り那覇商港管理法施行規則により納入します
I hereby pay the charge for according to Naha Commercial Port Regulation
記 (ACCOUNT)

總計金額 圓也
TOTAL OF AMOUNT: YEN

内 容 STATEMENT

船名 NAME OF VESSEL	品名 DESCRIPTION	收入屯 REV. TON	岸壁通過料額 AMOUNT OF CHARGE	附記 REMARKS
計				

APPLICATION FOR UTILIZATION OF PORT FACILITIES

NAHA COMMERCIAL PORT

第5號様式
Form No.

那覇商港岸壁使用申請書
TO: MANAGER OF NAHA COMMERCIAL PORT

期日
DATE

那覇商港事務所長殿

Applicant
申請者

Vessel 船名	Gross ton of Vessel 總屯數	Call Sign 呼出符號
Length 全長	Draft 吃水	ETA 到着豫定時刻
		ETD 出港豫定時刻
Cargo for Loading 積荷貨物		Cargo for Discharges 揚荷貨物
Description 品名	PCS 個數	Rev. Ton 收入屯數
		Date 日
Period Required 希望接岸日數	Days 日	From 自
		To 至
Berth Assigned 指定岸壁	Charges : ¥ (\$) 使用料	
Date 日	Requested by 申請者署名	
Hour 時	Assigned by 許可者署名	

Remarks: Cargo shall be stated about General Cargo, Lumber, Vehicle, Dangerous Cargo and other Special Cargo if needed.
記入心得 貨物については雜貨、材木、車輛、危險物、その他特に記入を要する特殊貨物について述べること

第6號様式 荷揚場、野積場 使用申請書
 FORM NO. 6 APPLICATION FOR UTILIZATION OF WHARF AND OPEN STORAGE YARD.

期日
 那覇商港々務所長殿
 TO: MANAGER OF NAHA COMMERCIAL PORT.
 住所
 ADDRESS.

申請者
 APPLICANT.

氏名
 NAME.

印
 SIGNATURE.

許可處置欄(ACTION.)			
年月日 許可(PERMISSION)			
年月日 處置(ANOTHER ACTION.)			
所長	主任	係	
領收No			

下記の通り那覇商港管理法施行規則により申請致します
 I APPLY AS BELLOW ACCORDING TO NAHA COMMERCIAL PORT REGULATIONS.
 記 (ACCOUNT)

搬出 搬入 月日	積卸船名	品名	収入屯	使用場所	使用期間	使用料	備考
DATE OF CA- RRYIN&CAR RYOUT	NAME OF SHIP.	DESCR- IPTION.	REV TON.	PLACE OF UTI- LIZATION.	PERIOD OF UTILIZATION	CHARG -E.	REMARK S.
計							

註 1 本申請書は二通作成し庶務係に提出するものとする。
 2 収入屯は重量屯若くは容積屯の内大なるものを記入すること。
 1 THE APPLICATION SHALL BE SUBMITTED IN DUPLICATE TO PERSON IN CHARGE OF GENERAL AFFAIRS.
 2 REV. TON SHALL BE TAKEN WEIGHTIER ONE OUT OF WEIGHT TON OR MEASUREMENT TON.

第7號様式
 FORM NO. 7

給水申請書
 REQUEST FOR WATER SUPPLY.

期日
 DATE.
 那覇商港々務所長殿
 TO: MANAGER OF NAHA COMMERCIAL PORT.

住所
 ADDRESS.

申請者
 氏名
 NAME OF APPLICANT

印
 SIGNATURE

下記の通り申請致します。
 REQUEST AS BELLOW.

許可處置欄 (ACTION)			
DATE 許可(PERMISSION)			
年月日 處置(ANOTHER ACTION)			
所長	主任	係	
領收No			印
RECEIPT NUMBER			

船名	けい留場所
NAME OF SHIP	PLACE OF MOORING
所要水量	けい留時間
AMOUNT REQUIRED	TIME OF MOORING
給水量	給水日時
AMOUNT SUPPLIED.	DATE OF WATER SUPPLY.
附記	
ADDITION	

備考 1 本申請書は二通作成し庶務係へ提出すること。
 1 This application shall be submitted in duplicate to person in charge of affairs.

布告

○琉球列島米國民政府布告第十九號

(一九五三年一月三日)

琉球列島住民に告げる

本官、琉球軍司令官、米國陸軍准將
ダグ・イー・デイ・オグデンは、
北緯二九度以南の琉球列島民政副長官
のすべての職限と任務とを繼承し、こ
こに次のとおり布告する。

第一章

本列島民政副長官がこれまでに發布
した布告、布令及び指令は、引續き効
力を有する。

第二章

この布告は、一九五三年一月三日か
ら施行する。

民政副長官

米國陸軍准將

ダグ・イー・デイ・オグデン

登記公告

合資会社変更

合資会社八重山沖映館は昭和貳拾七年
拾貳月貳日總社員の同意に因り商號を
合資会社八重山沖映万世館と変更す。

右昭和貳拾七年拾貳月六日登記

八重山登記所

八重山無盡株式会社変更

昭和貳拾七年拾貳月拾八日各株に付金
貳拾五圓也宛拂込を結了したるに因り
各株に付拂込みたる株金額を金百圓也

と変更す。

右昭和貳拾七年拾貳月拾八日登記

八重山登記所

合資会社設立

一、商号 沖島タクシー合資会社

一、本店 越来村諸見里区貳班拾七
号

一、目的 當会社は一般貨物旅客運
送業を営み以つて沖繩復
興に協力するを目的とす

一、存立の時期 設立の日より滿拾
ケ年

一、社員の名住所氏名出資額及責任

那覇市松尾区B貳班貳号

金八拾万圓 無限 具志堅武夫

那覇市七区參組

金參拾五万圓 無限 久場 守義

那覇市七区參組

金參拾五万圓 有限 久場マカト

代表社員の名 具志堅武夫

右壹九五貳年拾貳月貳拾七日登記

胡差 登記所

合資会社設立

一、商号 合資会社 首里瓦工業

一、本店 首里市平良区參班

一、目的 一、瓦、煉瓦及瓶鉢類の
生産並に販賣

二、前号に附随する一切
の事業

一、社員の名住所出資額及責任

金貳拾五万圓也 無限 大城 朝善

首里市當麻区壹班貳拾九号

金拾七万圓也 無限 大城 朝秀

首里市當麻区壹班貳拾九号

金八万圓也 有限 富原 守彦

首里市備保區四班貳拾號

一、代表社員の名 大城 朝善

壹九五貳年拾貳月拾七日登記

首里 登記所

合資会社設立

一、商号 丸通運輸合資会社

一、本店 首里市汀良区參班

一、目的 一、一般貨物貨物自動車
運送

一、社員の名住所出資額及責任

金五拾六万圓也 首里市備保區八
班百七號 無限 伊長名仁吉

金四拾万圓也 系滿町參區拾七班

無限 城間安太郎

金四拾万圓也 首里市汀良区參
班六號 無限 花城 清知

金貳拾九万圓也 真和志村三原区
拾貳班 有限 仲本 英光

金貳拾九万圓也 首里市汀良区參
班五号 有限 磯間 常善

金貳拾九万圓也 兼城村宇瀬平百
五拾八番地 有限 金城 龜吉

一、代表社員の名 伊長名仁吉

一、存立時期 設立の日より拾ケ年

壹九五貳年拾貳月貳拾日登記

首里 登記所

合資会社解散並清算人就任

一、商號 合資会社Q、Iホートサ
ービイス

一、本店 浦添村港川區貳班

一、壹九五貳年拾貳月拾五日總社員
の同意に因り同日解散し、同日代
表社員である左記の者清算人に就
任せり

羽地村眞喜區五班

親川 健治

壹九五貳年拾貳月貳拾九日登記

首里 登記所

發行所

行政主席官房文書課

(同春印刷社印行)